

第三期西会津町子ども・子育て支援事業計画

(計画期間 令和7年度～令和11年度)

令和 7年 3月

西 会 津 町

目 次

第1章 計画の策定趣旨

1	計画策定の背景と目的	1
2	子ども・子育て支援新制度の概要	1
	（1）制度の目的	
	（2）子ども・子育て関連3法	
	（3）制度における給付・事業の全体像	
3	計画の位置づけと期間	3
	（1）計画の位置づけ	
	（2）計画の期間	
4	教育・保育提供区域の設定	3
	（1）区域の設定	
	（2）西会津町における区域の設定	

第2章 町の現状と課題

1	町の概要	4
2	人口の状況	4
	（1）人口の推移	
	（2）出生の動向	
	（3）婚姻の動向	
3	産業の状況	8
4	少子化対策地域評価ツールによる結果	9

5	教育・保育事業の状況	10
(1)	保育所の状況	
(2)	小学校の状況	
(3)	中学校の状況	
(4)	放課後児童クラブの状況	
(5)	放課後子ども教室の状況	
(6)	子育てサークル・子育て広場の状況	
6	子育て支援に関するアンケート調査結果の概要	14
(1)	子どもを持つ保護者の状況等	
(2)	町の子育て支援への満足度	
(3)	家庭類型	
7	幼児期の教育・保育事業の量の見込み並びに確保方策及び実施時期	19
(1)	幼児期の教育・保育事業	
(2)	幼児期の教育・保育の一体的な提供及び子ども・子育て支援の推進方策	
8	地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに確保方策及び実施時期	20
(1)	利用者支援事業	
(2)	地域子育て支援拠点事業	
(3)	妊婦健康診査	
(4)	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	
(5)	養育支援訪問事業	
(6)	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	
(7)	一時預かり事業	
(8)	時間外保育事業（延長保育事業）	
(9)	病児保育事業（病後児対応型）	
(10)	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	
(11)	産後ケア事業	
(12)	子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）	
(13)	児童育成支援拠点事業（学校や家以外の子どもの居場所支援）	
(14)	親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）	
(15)	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本的な視点	26
(1) 一人ひとりの子どもを尊重する視点	
(2) 次代の親を育む視点	
(3) 地域社会全体で支援する視点	
2 基本理念	26
3 基本目標	27
(1) 家庭を持つことに安心と夢や希望の持てる環境づくり	
(2) 子どもが健やかに育ち、子育てに魅力や喜びを感じることができる環境づくり	
(3) 子育てに関する支援体制づくり	
4 計画の概要	28
「西会津の子育て支援策」	

第4章 計画の内容（基本施策と個別事業）

基本目標1

<u>家庭を持つことに安心と夢や希望の持てる環境づくり</u>	30
---------------------------------	----

- ① 結婚・出産・子育てに関する意識啓発と対策の充実
- ② 次代の親の育成と子どもの健全育成

基本目標2

<u>子どもが健やかに育ち、子育てに魅力や喜びを感じることができる環境づくり</u>	32
--	----

- ① 多様できめ細やかな保育・教育サービスの充実と質の向上
- ② 子育てに関する経済的負担の軽減
- ③ 子どものよりよい生活環境づくりの推進
- ④ 父母並びに乳幼児の健康の確保及び増進

基本目標 3

子育てに関する支援体制づくり 38

- ① 援助を必要とする児童・家庭へのきめ細やかな対策の推進
- ② 障がいや発達に遅れのある児童等へのきめ細やかな対策の推進
- ③ 子育ての情報提供と相談・支援体制の充実
- ④ 地域における子育て支援の体制づくり

第5章 計画の推進

1 計画の推進に向けた各主体の役割 45

- (1) 家庭の役割
- (2) 教育・保育施設の役割
- (3) 地域社会の役割
- (4) 企業の役割
- (5) 行政の役割

2 時代に応じたニーズと進捗状況の把握 46

資料編 47

- 資料 1 西会津町子ども・子育て会議設置要綱
- 資料 2 西会津町子ども・子育て会議委員名簿
- 資料 3 計画策定の経過

第1章 計画の策定趣旨

1 計画策定の背景と目的

全国的に急速な少子化が進む中、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など子どもや子育てを取り巻く環境は大きく変化しており、子育てに対する負担や不安などが高まっていることから、子どもの健やかな成長と子育てについて社会全体で支援していくことが重要となっています。

このような中、国では、少子化対策として平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づく取組みや平成24年に制定された「子ども・子育て関連3法」に基づき市町村に対し「子ども・子育て支援事業計画」の策定を義務付け様々な取組みを行ってきました。

また、令和元年5月には「改正子ども・子育て支援法」が成立し、10月からの幼児教育・保育の無償化が決定、令和元年6月には「改正子どもの貧困対策法」が成立し、子どもの貧困対策や、令和5年4月1日に施行された「こども基本法」において、こども施策に関する基本理念を定め、こども施策を社会全体で強力に推進していくことが明確化されました。

町では、この間、平成27年に策定した「第一期西会津町子ども・子育て支援事業計画」において認定こども園と子育て支援センターを、令和2年に策定した「第二期西会津町子ども・子育て支援事業計画」において、子育てコミュニティ施設を整備し、児童福祉と母子保健両面からの子育て支援を推進してきたところです。現行の第二期計画が令和6年度で最終年度を迎えることから「第三期西会津町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、社会情勢の変化に対応しつつ、子ども・子育て支援施策を総合的に推進し、切れ目のない子育て環境の充実を目指していきます。

2 子ども・子育て支援制度の概要

(1) 制度の目的

「子ども・子育て支援制度」は、すべての子どもの良質な成育環境を保障し、子どもと子育て家庭を社会全体で支援することを目的として創設されたもので、次の三つの目的を掲げています。

1. 質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供

設置手続きの簡素化や財政措置の見直しなどにより、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「認定こども園」の普及を図ること。

2. 保育の量的拡大、教育・保育の質的改善

地域のニーズを踏まえ、認定こども園、幼稚園、認可保育所（園）、小規模保育などを計画的に整備し、待機児童の解消や、多様な教育・保育の充実を図ること。

3. 地域の子ども・子育て支援の充実

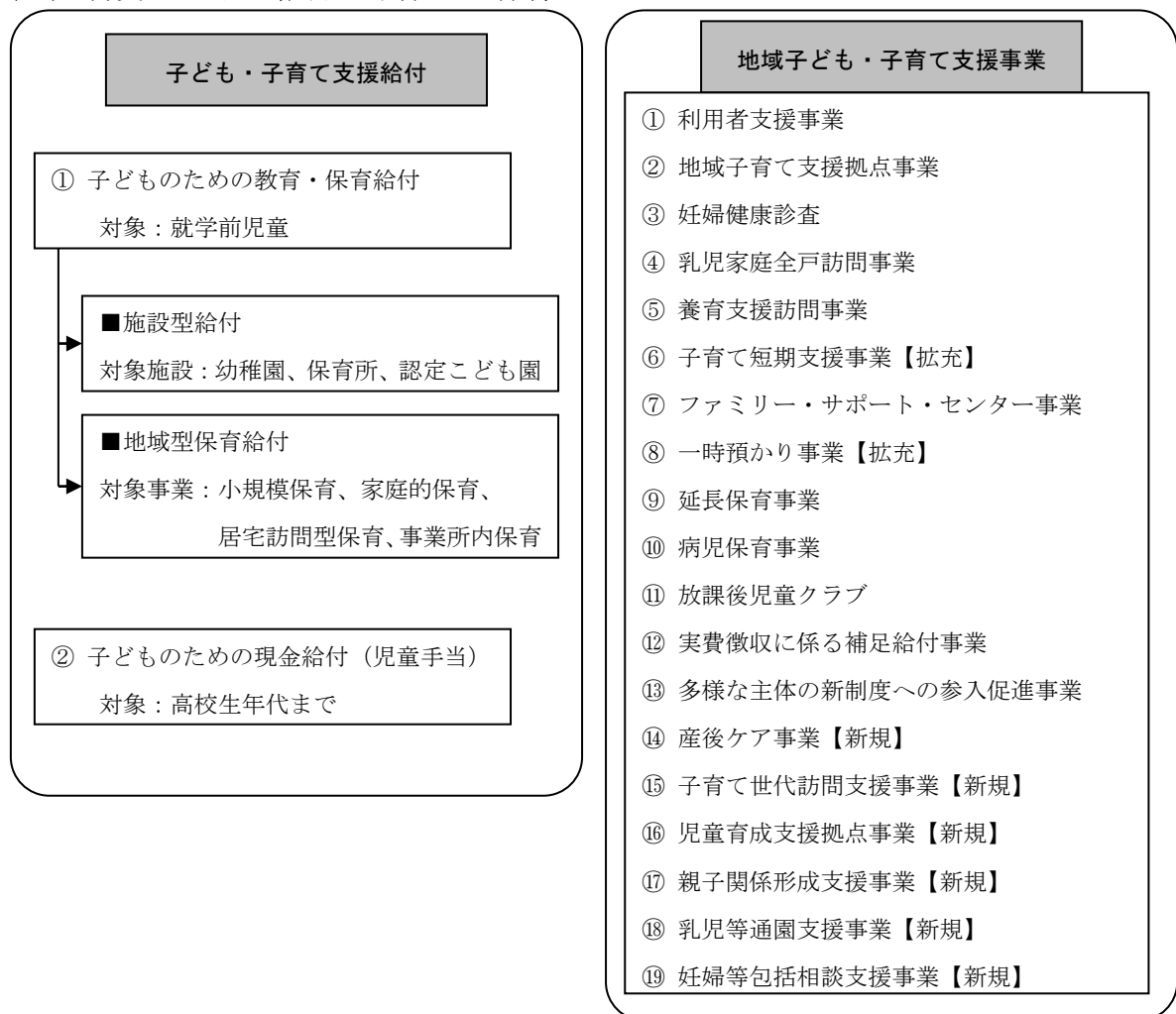
地域の子ども・子育てに関する様々なニーズに応えられるように、支援の充実を図ること。

(2) 子ども・子育て関連3法

子ども・子育て支援新制度の元となる3つの法律は、合わせて、「子ども・子育て関連3法」と呼ばれています。

1. 子ども・子育て支援法
2. 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）の一部改正法
3. 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(3) 制度における給付・事業の全体像

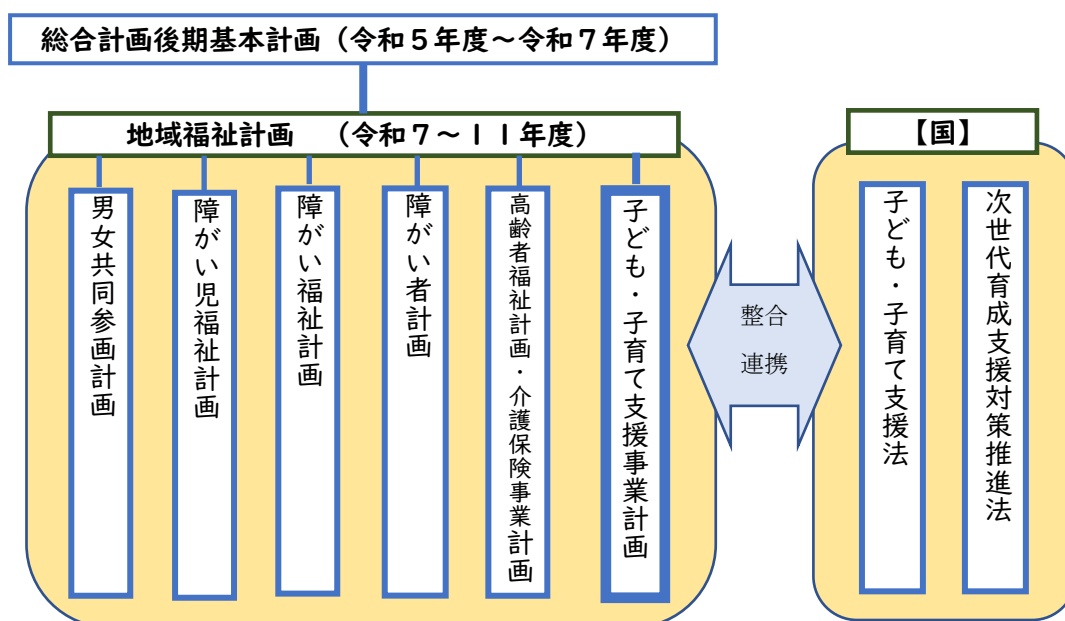


3 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

また、本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法に基づく基本指針をふまえながら「西会津町総合計画」を上位計画とし、令和7年度策定する地域福祉の課題解決に向けた取組みを進め、その実現に向けた理念や方向性を定めた「地域福祉計画」を基本に、子ども・子育てに関連する分野の計画として位置づけます。



(2) 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

4 教育・保育提供区域の設定

(1) 区域の設定

教育・保育提供区域とは、本計画に基づいて実施される教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施する区域の設定です。

(2) 西会津町における区域の設定

子育て支援サービスを受ける場合に、自宅の近くの場所を選択する傾向がありますが、自動車等による移動範囲の拡大や送迎等の利便性の観点から、職場や通勤経路上の近くのサービス提供施設を希望するケースも多いことから、第一期計画における提供区域の設定を引き継ぎ、西会津町全体を一つの区域として設定します。

第2章 町の現状と課題

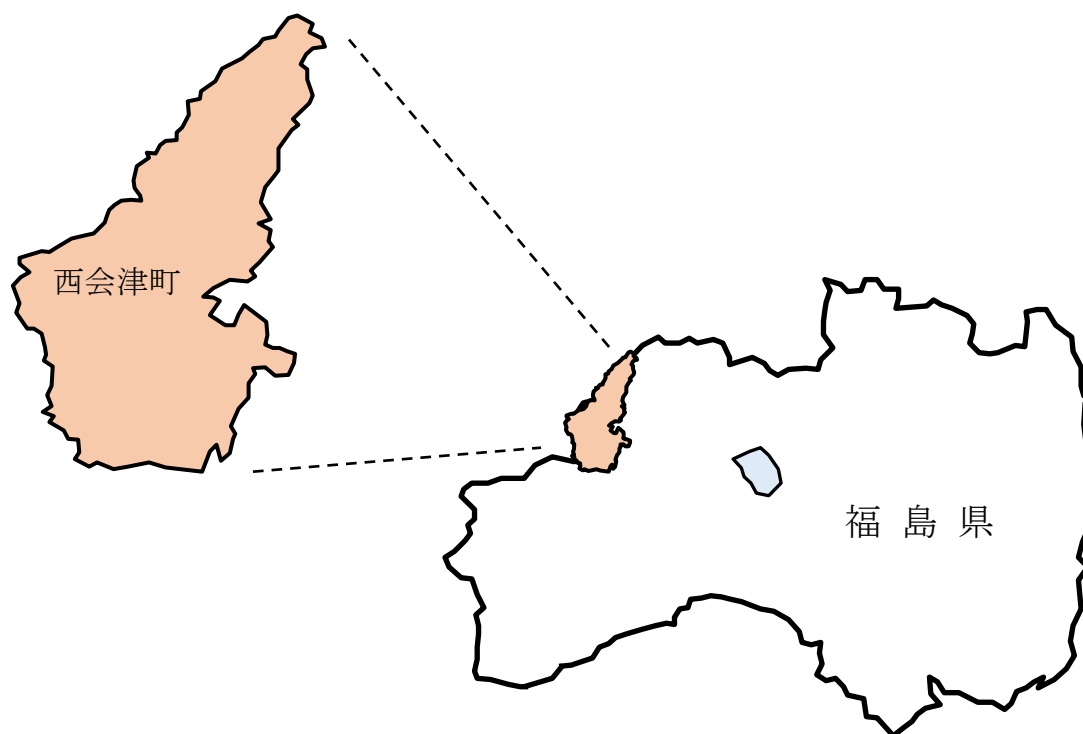
1 町の概要

西会津町は、福島県の北西部に位置し、東に喜多方市、会津坂下町、南に柳津町、金山町、北と西は新潟県阿賀町に接しています。

東西の距離が17.55km、南北が34.50kmで、298.18km²の面積があり、その約84%が山林です。西に越後山脈、北に磐梯朝日国立公園の飯豊連峰を間近に望み、町の中央部を東西に流れる阿賀川は会津盆地の水を集め、さらに町を流れる13の支流が集まって遠く日本海へとそそいでいます。

西会津町は、平成16年9月に「自立宣言」を行い、これからも西会津町の枠組みでのまちづくりを進めることを決意し、平成20年4月施行の「西会津町まちづくり基本条例」により、町民・議会・行政が一体となった協働によるまちづくりを進めています。

令和6年度には町政施行70周年の節目を迎えました。



2 人口の状況

(1) 人口の推移

西会津町の人口は、昭和25年の約19,611人をピークに減少の一途をたどっており、平成4年には9,936人と1万人を割り込みました。その後も減少傾向が続き、令和6年には5,559人となり、昭和25年のおよそ3割を切るまで減少しています。

また、年齢別（3区分）でみると、年少人口（0～14歳）は平成17年には957人で総人口の11.6%を占めていましたが、令和6年には425人となり、総人口に対する割合も7.7%と減少しました。

一方、老年人口（65歳以上）は減少傾向にあるものの、総人口に占める割合は増加しており、令和6年には49.4%になりました。令和12年には54.2%になると推計されており、少子高齢化がますます進むことが推測されます。

<年齢階層別推移人口と全人口に占める割合>

区 分	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和6年	令和12年
総人口	8,237人	7,366人	6,582人	5,770人	5,559人	4,563人
年少人口	957人	719人	567人	468人	425人	359人
(0～14歳) 比率	11.6%	9.8%	8.6%	8.1%	7.7%	7.9%
生産人口	4,008人	3,599人	3,143人	2,583人	2,387人	1,732人
(15～64歳) 比率	48.7%	48.8%	47.8%	44.8%	42.9%	38.0%
老年人口	3,272人	3,048人	2,872人	2,719人	2,747人	2,472人
(65歳以上) 比率	39.7%	41.1%	43.6%	47.1%	49.4%	54.2%

資料：総務省統計局「国勢調査」（平成17・22・27年・令和2年）

住民基本台帳人口 R6.1.1 現在（令和5年）

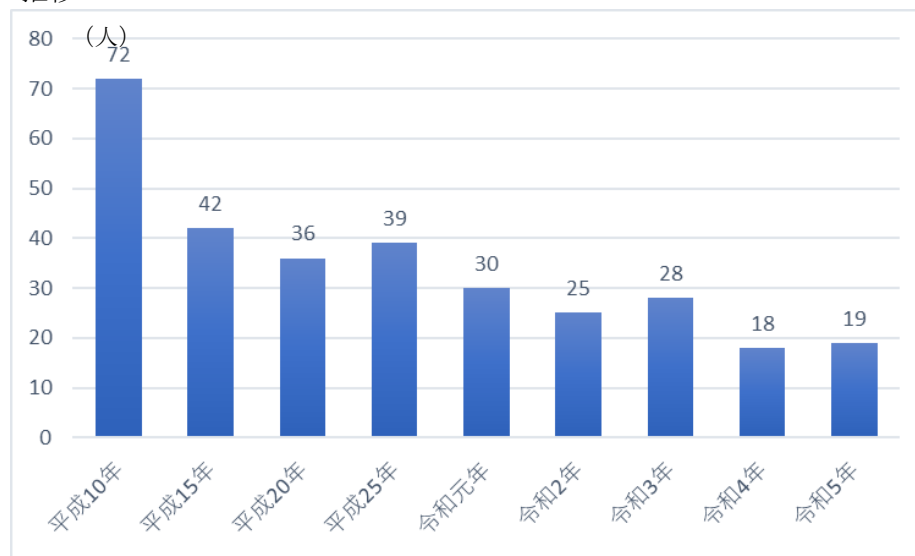
西会津町総合計画「西会津町の将来推計人口」（令和12年）

(2) 出生の動向

出生数は平成20年まで年々減少し、平成20年以降は30～40人を維持していましたが、平成29年には30人を下回りました。今後は25人前後を推移していくものと思われます。

また、日本において現在の人口を維持するために必要な合計特殊出生率は2.07とされています。西会津町における合計特殊出生率は、国や県と比べると高い値を示していましたが、全体的に減少傾向にあり、直近の値では1.40人となっています。

<出生数の推移>



資料：住民基本台帳

福祉介護課調べ

<合計特殊出生率の推移>

区 分	平成 5 年～ 平成 9 年	平成 10 年～ 平成 14 年	平成 15 年 ～平成 19 年	平成 20 年 ～平成 24 年	平成 25 年 ～平成 29 年	平成 30 年 ～令和 4 年
全 国	1.44人	1.36人	1.31人	1.41人	1.43人	1.33人
福 島 県	1.73人	1.64人	1.52人	1.41人	1.56人	1.37人
西会津町	2.13人	2.09人	1.69人	1.66人	1.62人	1.40人

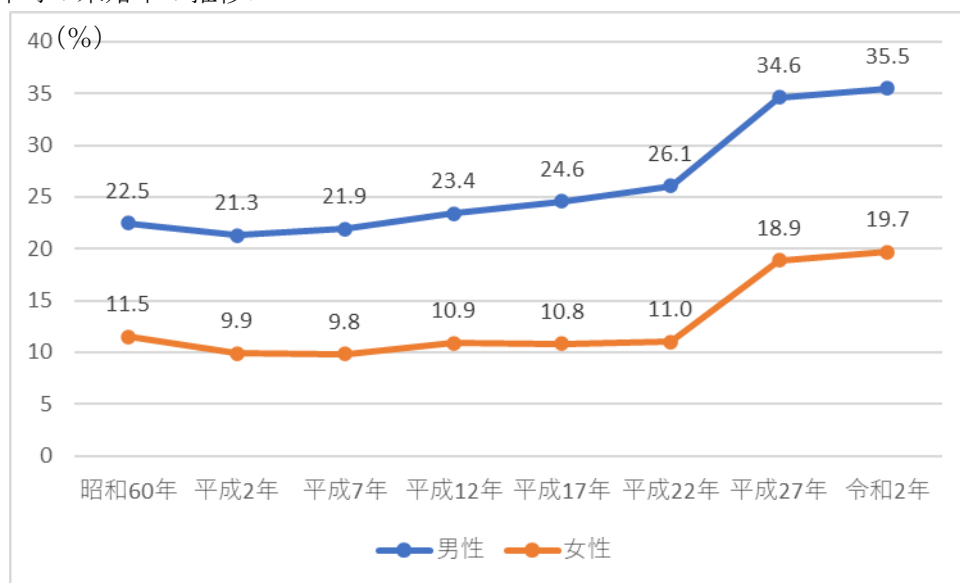
資料：厚生労働省「人口動態統計」

合計特殊出生率とは、1人の女性が一生の間に産む子どもの数を表す数値で、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計して算出します。

(3) 婚姻の動向

少子化の要因の1つとされている未婚率は、平成7年以降上昇傾向にあり、特に男性の未婚率が高く、令和2年には35.5%となり、女性も19.7%と上昇傾向が続いています。

<西会津町の未婚率の推移>



資料：総務省「国勢調査」

<未婚率の状況>

年 度	平成27年度		令和2年度	
区 分	男 性	女 性	男 性	女 性
全 国	31.6%	22.9%	38.3%	30.8%
福 島 県	30.5%	19.6%	32.6%	20.5%
西会津町	34.6%	18.9%	35.5%	19.7%

資料：総務省「国勢調査」

<平均初婚年齢の状況>

区 分	平成27年度		令和元年度	
区 分	男 性	女 性	男 性	女 性
全 国	31.1歳	29.4歳	31.2歳	29.6歳
福 島 県	30.3歳	28.6歳	30.9歳	29.0歳
西会津町	29.9歳	30.6歳	33.8歳	26.6歳

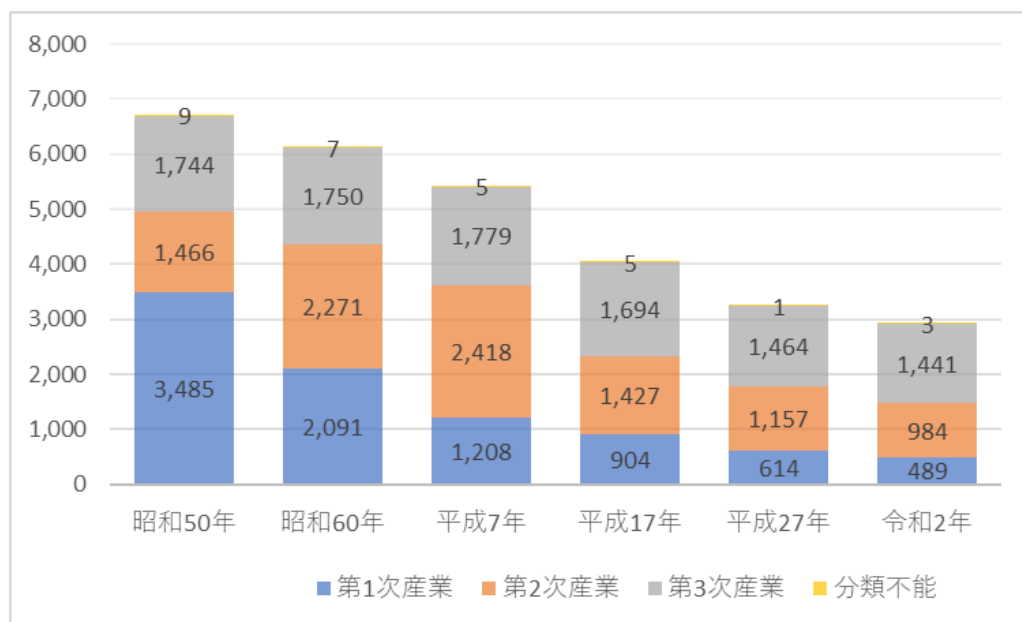
資料：厚生労働省「人口動態統計」、R元年：町民税務課

3 産業の状況

西会津町の就業者数は、昭和50年で6,704人、令和2年には2,917人と減少しており、昭和50年の半分以下となっています。

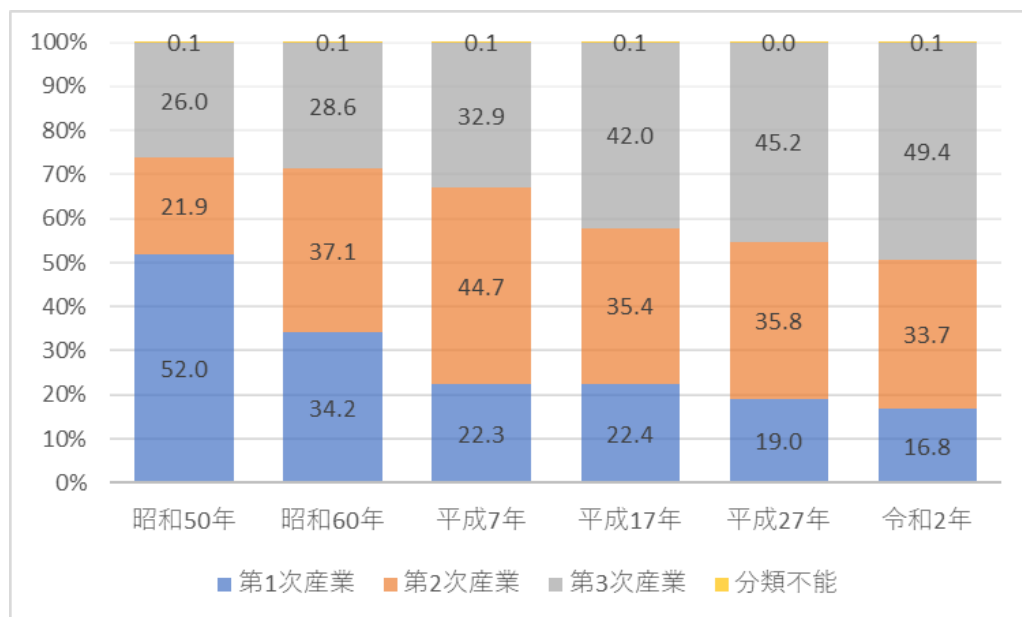
産業別では、第1次産業就業者が大きく減少し、平成12年頃からは第3次産業就業者が最も多くなっています。第1次産業から第3次産業へ産業構造が変化し、経済のサービス化が進展してきています。

◆西会津町の産業別就業者数の推移



資料：総務省「国政調査」

◆西会津町の産業別就業者比率の推移



資料：総務省「国政調査」

4 少子化対策地域評価ツールによる結果

少子化対策地域評価ツールとは、国勢調査や経済センサスのデータから地域の特性である強みや課題を「見える化」するために国が提供しているシステムです。

項目は、賑わい・生活環境、家族・住生活、地域・コミュニティ、医療・保健環境、子育て支援サービス、働き方・男女共同参画、経済・雇用の7分野となります。

県平均を50とした場合の各分野における町の位置づけとしては、小売店は少ないものの、住環境は持ち家や一戸建ての割合が高くなっています。また、子どもの数や医療機関については低くなっていますが、子育て支援サービスの利用割合は高くなっています。しかし、労働環境の改善や男女共同参画の推進が十分でないことや、課税対象所得の低さが窺えます。

分 野	主要な西会津町の指標（県平均50とする）
賑わい・生活環境	・大型小売店舗数（41.9）《人口1万人当たり》 ・飲食店事業所数（55.3）《 》 ・医薬品・化粧品小売り業事業所数（43.5）《 》 ・コンビニ店舗数（38.9）《 》
家族・住生活	・持ち家世帯率（57.9）《世帯主15-64歳》 ・住宅延べ面積（61.0）《100㎡以上の割合》 ・一戸建て比率（58.9）《全世帯》
地域・コミュニティ	・身近にいる子ども数（41.2）《0-14歳人口密度》 ・消防団団員数（55.0）《人口1,000人当たり》
医療・保健環境	・保健師数（57.0）《人口1万人当たり》 ・産婦人科医師数（45.4）《20-44歳女性人口1万人当たり》 ・小児科医師数（43.4）《0-9歳児人口1万人当たり》
子育て支援サービス	・地域子育て支援拠点数（56.4）《0-2歳人口1万人当たり》 ・放課後児童クラブ登録児童割合（35.9）《小学校児童数当たり》 ・保育所等利用児童割合（63.7）《0-5歳人口比》
働き方・男女共同参画	・女性労働力率（55.3）《20-44歳》 ・女性第3次産業従事者割合（56.8 逆向き偏差値）《20-44歳》 ・管理的職業従事者に占める女性の割合（44.9） ・市町村議会議員に占める女性の割合（50.1） ・くるみん認定企業割合（46.1）《資本金5千万円を超える企業数比》
経済・雇用	・昼夜間人口比（47.1） ・課税対象所得（38.0）《納税義務者1人当たり》 ・男女別正規雇用者比率（38.9）《男性》 ・男女別正規雇用者比率（56.0）《女性》

5 教育・保育事業の状況

(1) こども園の状況

就学前の教育・保育が必要な乳幼児に対して、養護と教育の一体化を図りながら豊かな人間性を持った子供の育成を目指して、町内の認可保育所である野沢保育所（芝草分所含む）とへき地保育所である尾野本保育所、群岡保育所の3ヵ所を統合して、平成29年4月に、保育所型認定こども園「西会津町こゆりこども園」を開園しています。入園定員は、200人で、入園児童数は140人程度で横ばい傾向にありましたが、少子化の進行に伴い更なる減少傾向が見られます。一方で、0歳児の年度途中での入園者数が増加傾向となっています。

こども園児童数等の推移（4月1日現在）《入園児童数下段の（ ）内は3月1日現在の児童数》

区 分			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
こども園数（うち公立）			1ヵ所（1）	1ヵ所（1）	1ヵ所（1）	1ヵ所（1）
定 員 数			200人	200人	200人	200人
入園児童数			149人 (160人)	139人 (143人)	139人 (151人)	116人 (116人)
内 訳	0歳児		6人 (14人)	5人 (10人)	6人 (20人)	3人 (7人)
	1歳児		16人 (15人)	14人 (12人)	12人 (13人)	23人 (19人)
	2歳児		28人 (31人)	21人 (22人)	23人 (23人)	16人 (16人)
	3歳児		42人 (43人)	31人 (30人)	23人 (22人)	24人 (23人)
	4歳児		25人 (25人)	43人 (43人)	29人 (27人)	22人 (22人)
	5歳児		32人 (32人)	25人 (26人)	46人 (46人)	28人 (29人)
0～5歳児の人口			175人	169人	172人	137人
保育所入所率			85.1%	82.2%	80.8%	84.7%

資料：福祉介護課

《町の子育て支援策》

- ◆平成29年度：1人目の保育料半額、二人目の保育料無料。
- ◆平成30年度から：全ての保育料無料。

(2) 小学校の状況

小学校は、平成24年度に5校を1校に統合し、旧野沢小学校の校舎を使用していました。平成27年4月から西会津中学校の隣に建設した新校舎を使用しています。児童数は減少傾向にあり、令和5年度には196人となりました。

<小学校児童数等の推移（5月1日現在）>

区 分			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小 学 校 数			1 校	1 校	1 校	1 校
教 職 員 数			1 6 人	1 6 人	1 4 人	1 7 人
児 童 数			1 9 9 人	1 9 2 人	1 8 2 人	1 9 6 人
内 訳	内	1 年 生	2 8 人	3 2 人	2 4 人	4 6 人
		2 年 生	3 8 人	2 9 人	3 3 人	2 3 人
		3 年 生	2 8 人	3 8 人	3 0 人	3 2 人
		4 年 生	3 1 人	2 8 人	3 7 人	2 9 人
		5 年 生	3 7 人	2 9 人	2 9 人	3 7 人
		6 年 生	3 7 人	3 6 人	2 9 人	2 9 人

資料：学校教育課

(3) 中学校の状況

中学校は、平成14年度に4校を1校に統合しました。生徒数は小学校児童数と同様に減少傾向にあり、令和5年度には97名となりました。

<中学校生徒数等の推移（5月1日現在）>

区 分			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
中 学 校 数			1 校	1 校	1 校	1 校
教 職 員 数			1 4 人	1 6 人	1 6 人	1 6 人
生 徒 数			9 1 人	1 0 1 人	9 8 人	9 7 人
内 訳	内	1 年 生	3 2 人	3 4 人	3 3 人	2 7 人
		2 年 生	3 6 人	3 1 人	3 4 人	3 3 人
		3 年 生	2 3 人	3 6 人	3 1 人	3 7 人

資料：学校教育課

(4) 放課後児童クラブ（ひだまり子どもクラブ）の状況

放課後児童クラブは、就労等により放課後等に保護者が家庭にいない小学生に、適切な遊びと安全な生活の場を提供し、保護者の子育て支援を行う場として開設しています。

平成 29 年度からは西会津小学校の隣に新設したこゆりこども園内の放課後児童クラブ教室で（感染症対策として現在は小学校を利用）、西会津小学校 1 年生から 6 年生を対象として実施しており、年間の開所日数は 250 日となっています。開所時間は原則、放課後（午後 2 時 30 分頃）から午後 7 時までとなっており、長期休暇中は午前 7 時 30 分から開所時間を早めて受け入れしています。

<利用児童数の推移（4 月 1 日現在）>

区 分		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
ひだまり子どもクラブ		65 人	72 人	60 人	51 人
内 訳	1 年生	15 人	19 人	9 人	20 人
	2 年生	21 人	14 人	16 人	9 人
	3 年生	13 人	19 人	12 人	8 人
	4 年生	7 人	10 人	14 人	5 人
	5 年生	7 人	4 人	8 人	7 人
	6 年生	2 人	6 人	1 人	2 人

資料：福祉介護課

(5) 放課後子ども教室の状況

放課後や休日等に子どもたちが安心して活動できる場を設けるとともに、地域住民とスポーツや文化活動等の様々な体験・交流活動を通して地域全体で子どもを育てる活動を行っています。

<活動の状況（令和 5 年 4 月 1 日現在）>

ク ラ ブ 名	活 動 内 容	対象児童	活動児童数
西小わくわく クラブ	平日活動（水曜日） （14:50～15:25）	西会津小学校 1 年生	46 人
	休日活動（年 2 回程度）	西会津小学校 全校生	196 人

資料：学校教育課

(6) 子育てサークル・子育て広場の状況

保健師や保育士への育児相談や子育ての情報交換、手遊び、おもちゃ作り、絵本の読み聞かせなど子どもの学習や遊び、親子のふれ合いを通して子育てのあり方について学ぶとともに、保護者同士の仲間づくりの場としても役立っており、こゆりこども園内の子育て支援室で実施しています。

<活動の状況（令和6年3月31日現在）>

区 分	活 動 内 容	対象者	のべ利用人数
子育てサークル (おいでおいで)	月曜日、水曜日、金曜日 (10:00~12:00) ※水曜日は保健師や保育士により育児相談等を実施	就園前のお子さんと保護者、妊婦	172名

6 子育て支援に関するアンケート調査結果の概要

(1) 子どもを持つ保護者の状況等（令和5年度ニーズ調査より）

① 子育てを主に担っている方

「父母ともに」と「主に母親」が半々

子育てを主に担っている人は、「父母ともに」と「主に母親」が二分する結果となりました。「父母ともに」が53%、「主に母親」が41%となり、「父母ともに」が前回より6ポイント増え、父親の子育てへの参画意識の改善が窺えます。

② 日ごろ、子どもをみてもらえる親族・知人等の存在

「いずれもいない」が2%、「親族に見てもらおうことへの心配や心苦しい」25%

子どもを見てもらえる親族・知人等の有無については、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が42%、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が54%となっており、前回調査と同様9割を超える方が祖父母等の親族から支援を得られる状況にあることがわかります。しかし、わずかですが「いずれもいない」が2%となっており、潜在的に支援を要する家庭と考えられます。

親族に見てもらえると回答した人で、子どもを見てもらっている祖父母等の親族に対して、「心配することなく安心してみてもらえる」が33%と、前回調査と比較し25ポイント減少し、「親族に子どもを見てもらうことへの心配や心苦しい」も26%と何らかの不安や心配を抱いており、社会全体で子ども・子育てを支えていくことが求められています。

③ 保護者の就労状況

父親は「フルタイムで就労」が97%。母親は就学前児童の22%が「未就労」、ただし、そのうち、63%が就労意向あり。

保護者の就労状況では、ほとんどの父親が「フルタイムで就労」となっています。一方、未就学児童の母親で「未就労」と回答が22%で前回調査と比較し7ポイント増加しています。そのうちの63%が今後「就労したい」という意向を持っています。前回調査と比較し30ポイント増加しています。

④ 就労している保護者の就労時間

父親は「8時間」「8時間以上」が多く 母親は「8時間」「8時間未満」が多い

就労している保護者の1日あたりの就労時間は、回答のある父親で「8時間」が就学前児童で50%、小学校児童で48%、「9時間以上」が就学前が39%、小学校児童で27%となっています。一方、母親は「8時間」が就学前で50%、小学校児童で58%、「9時間以上」が就学前が8%、小学校児童で13%となっており「9時間以上」が父親に比べて低い割合となっています。

また、パート・アルバイト等の就労形態の方にフルタイムへの転換希望をうかがうと、引き続きパート・アルバイトの勤務条件を希望する方の割合が多くなっています。

⑤ 教育・保育事業の利用状況

利用しているが77%

こゆりこども園の入所率は、令和3年度 82.2%、令和4年度 80.8%、令和5年度 84.7%で利用状況は年々増加傾向となっています。

⑥ 教育・保育事業を利用する理由

「子育てをしている方が就労している」が66%、「教育や発達のため」が88%

保護者は、主に就労のため教育・保育事業を利用していますが、子どもの教育や発達にも期待しており、そのような期待に応えていく必要があります。

⑦ 教育・保育事業を利用していない理由

- ・利用する必要がある（子どもの教育や発達のために保護者が就労しないなどの理由）
- ・子どもがまだ小さいため

⑧ 今後利用したい教育・保育事業

「認定こども園」が最も多く94%となった。その他は「幼稚園」8%、「幼稚園の預かり保育」11%、「事業所内保育施設」が8%、「ファミリーサポート・センター」8%という結果となった。

⑨ 地域子育て支援拠点事業の利用状況（おいでおいで、赤ちゃん栄養教室等）

「今後利用したい」が42%

地域子育て支援拠点事業については、「今後利用したい」が42%、「利用日数を増やしたい」が6%となり、利用していない回答者は既にこども園利用者である。

⑩ 土曜日及び日曜日・祝日の教育・保育事業の利用意向

土曜日・・・「毎週利用したい」が5%、「月1～2回利用したい」が31%

日曜日・祝日・・・「毎週利用したい」が0%、「月1～2回利用したい」が17%

土日・祝日も利用意向はあるが、前回調査と比較し、いずれも減少傾向にあります。

また、月に1～2回利用したい、「月に数回仕事が入る」が42%、「用事を済ますため」が26%となっており、前回調査と比較すると「月に数回仕事が入る」が66%で24ポイント減少する一方「用事を済ませるため」が16%で10ポイント増加しています。

⑪ 病児・病後時保育の利用意向

仕事を休んで対応した保護者のうち、「利用したい」が53%

病児・病後時保育の利用意向について、仕事を休んで対応した保護者のうち、「病児・病後時保育を利用したい」という意向があるのは53%となっています。

前回調査と比較し、11ポイント増加した。このうち、「他の施設（例：こども園等）に併設した施設」、「小児科に併設した施設」での利用希望が多くなっています。

⑫ 一時預かり等の利用状況・利用意向

利用状況は14%、利用意向は41%

一時預かり等の利用状況は「利用していない」が多数であり、「利用したことがある」は14%となっている。今後の利用意向では41%とニーズが高くなっています。

⑬ 放課後児童クラブの利用意向

小学校児童で小学校1～3年時で21%、小学校4～6年時で11%
土曜日の利用希望は25%、日曜日・祝日の利用希望は14%

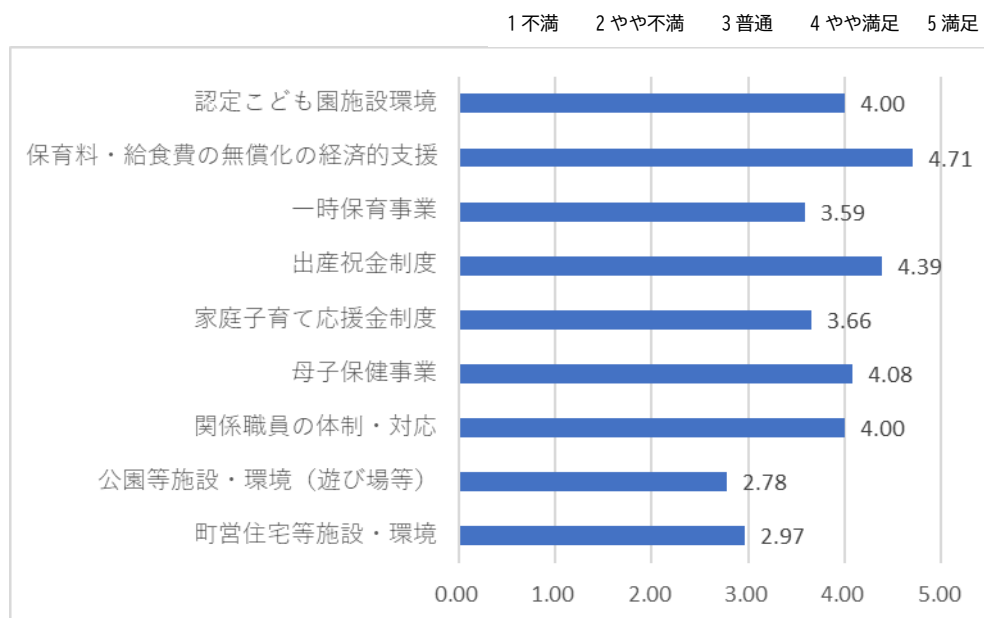
放課後児童クラブの利用意向は、回答のあった小学校児童保護者では低学年（1～3年時）が21%、高学年（4～6年時）は11%と減少しています。

低学年・高学年いずれも「自宅で過ごす」が多く、ほかに「習い事」も増加しています。

（2）町の子育て支援への満足度

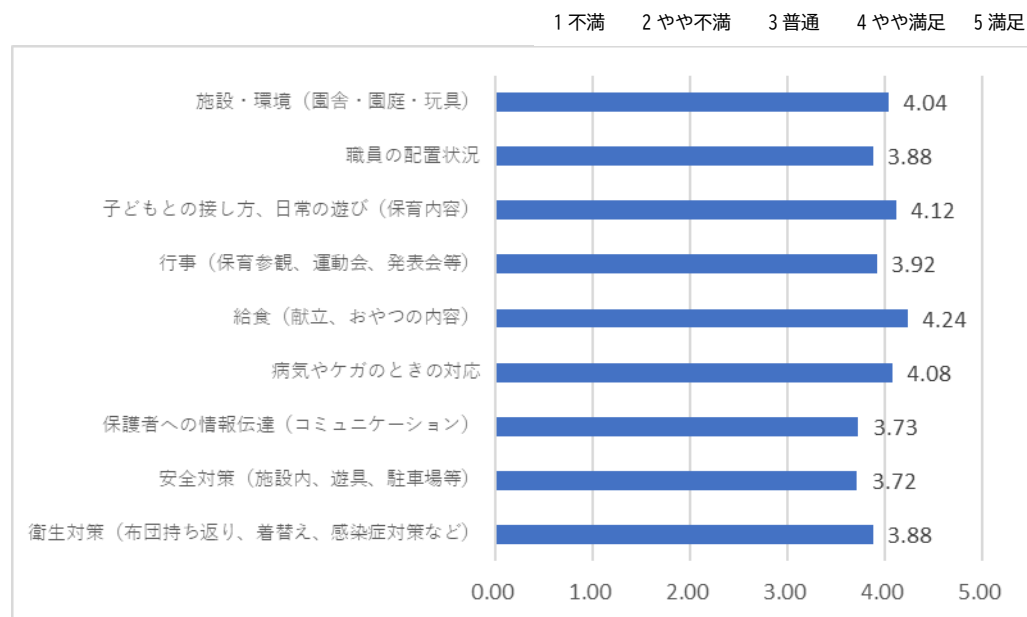
○子育ての環境や支援への満足度について（就学前児童の保護者）

前回調査と比較し、「保育料の負担」、「出産祝金」、「関係職員の体制・対応」は上昇しています。その他は前回と同等の満足度となっています。



○保育サービスを利用している方への満足度について（就学前児童の保護者）

前回調査と比較し、「子どもとの接し方」、「給食」、「衛生対策」は上昇している。その他は前回と同等の満足度となっています。



①ファミリー・サポート・センターへの活動意向

就学前児童で依頼会員になれる約33% サポート会員になれる約8%
 小学校児童で依頼会員になれる約22% サポート会員になれる約9%

サポート会員に登録できる割合が少ない現状であり、全体的に「わからない」という割合が50%となっています。

②キッズランド芝草の平日の利用意向

就学前児童で平日利用したい約41% 利用しない約53%
 小学校児童で平日利用したい約14% 利用しない約78%

就学前児童保護者で1日～3日程度利用したい12件、小学校児童では15時以降の利用で7件が主な件数である。就学前児童保護者で希望があるのはこども園入園前の保護者の希望が多くなっています。

③子ども食堂の利用意向

就学前児童で利用したい44.4% 利用しない13.9% わからない41.7%
 小学校児童で利用したい34.2% 利用しない24.3% わからない39.7%

「利用しない」「わからない」の理由としては「子にアレルギーがある」「偏食がある」などの理由や、どういものかわからないという意見が多くなっています。

(3) 家庭類型

家庭類型をみると、「両親ともフルタイム×フルタイム」の家庭が62.1%と前回調査と比較し15.1ポイント増加している。また、ひとり親家庭も4.7ポイント増加しています。

区 分	令和元年度	令和5年度
ひとり親家庭	8.4%	13.1%
フルタイム×フルタイム	47.0%	62.1%
フルタイム×パート	20.8%	13.9%
フルタイム×パート（短）	5.0%	0%
専業主婦（夫）	17.3%	10.9%
パート×パート	1.5%	0.0%
パート×パート（短）	0.0%	0.0%
無業×無業	0.0%	0.0%
合 計	100.0%	100.0%

※令和元年度は0歳～5歳の実数による世帯の比率を表示。令和5年度は就学前保護者及び小学生児童保護者から集計

7 幼児期の教育・保育事業の量の見込み並びに確保方策及び実施時期

(1) 幼児期の教育・保育事業

【保育の必要性の認定区分】

	対象事業	(認定区分)		対象年齢
1	教育標準時間認定	幼稚園、認定こども園	1号認定	3～5歳（幼児期の学校教育）
2	保育認定	幼稚園	2号認定	3～5歳（保育の必要性あり）
	保育認定	保育園、認定こども園		
3	保育認定	認定こども園、保育園 地域型保育	3号認定	0～2歳（保育の必要性あり）

		令和7年度				令和8年度				令和9年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1・2歳			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳
量の見込み		1人	76人	8人	34人	1人	72人	10人	38人	1人	77人	10人	36人
確 保 方 策	認定こども園	10人	110人	15人	65人	10人	110人	15人	65人	10人	110人	15人	65人
合 計		10人	110人	15人	65人	10人	110人	15人	65人	10人	110人	15人	65人

		令和10年度				令和11年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1・2歳			0歳	1・2歳
量の見込み		1人	66人	10人	36人	1人	68人	10人	41人
確 保 方 策	認定こども園	10人	110人	15人	65人	10人	110人	15人	65人
合 計		10人	110人	15人	65人	10人	110人	15人	65人

※2号認定の幼稚園利用は量の見込みは「なし」

(2) 幼児期の教育・保育の一体的な提供及び子ども・子育て支援の推進方策

これまでの認可保育所とへき地保育所を統合し、保育所型認定こども園へ移行し幼児期の教育・保育の提供に努めてきました。今後も、保育士や教諭の研修の充実、労働環境の改善、適正な人員の確保を図り、教育・保育の質の向上に努め、子ども・子育て支援事業の充実を図るなど、総合的な支援を推進していきます。

8 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに確保方策及び実施時期

現在、こゆりこども園の施設内に「子育て支援センター」を設置し、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を提供。令和6年施行改正児童福祉法にあわせて機能を拡充し「こども家庭センター」に移行しました。呼称については、これまで同様に「子育て支援センター」としています。

こども家庭センターが担う業務内容

- ① 地域の妊産婦・子育て家庭に対する支援（母子保健・児童福祉の情報提供など）
- ② 支援が必要な妊産婦や子育て家庭への支援（相談・通告受付、サポートプラン作成）
- ③ 地域における体制づくり（地域ニーズ・地域資源の把握、関係機関の連携強化）
- ④ 実施が望ましい業務（要保護児童対策地域協議会の調整機関としての業務）

(1) 利用者支援事業

子どもや保護者に、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ、相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
確保 方策	子育て支援 センター	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所

(2) 地域子育て支援拠点事業（小規模A型）

地域の全ての子ども・家庭の相談に対応する子ども支援の専門性を持った体制で、18歳までのすべての子どもとその家庭及び妊産婦等を切れ目なく継続的に支援する事業。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（年間）		240人	240人	240人	240人	240人
確保 方策	子育て支援 センター	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所

【量の見込み：利用者延べ人数】

(3) 妊婦健康診査

妊婦が安心して出産できるように、妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査と妊婦期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
妊娠届出数	25件	25件	25件	25件	25件
量の見込み 〔1回目受診〕	25回	25回	25回	25回	25回
量の見込み 〔2～15回目受診〕	300回	300回	300回	300回	300回

【量の見込み：延べ受診回数】

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。

更に、要支援児等への対策強化とし、保健師及び保育士等が主に未就園児を定期訪問することで家庭との関係性構築と発育発達に課題のある児の早期発見と支援を図っていきます。

年 度	量の見込み	確保方策
令和7年度	30人	実施体制：子育て支援センター保健師 2名 ：こゆりこども園保育士 1名 ：こゆりこども園言語聴覚士 1名
令和8年度	30人	
令和9年度	30人	
令和10年度	30人	
令和11年度	30人	

【量の見込み：対象者数】

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対してその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。

年 度	量の見込み	確保方策
令和7年度	3件	実施体制：子育て支援センター保健師 2名 ：こゆりこども園保育士 1名 ：こゆりこども園言語聴覚士 1名
令和8年度	3件	
令和9年度	3件	
令和10年度	3件	
令和11年度	3件	

【量の見込み：対応延べ件数】

(6) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)

乳幼児や小学生等の児童を育てる保護者を主な会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業（町内での実施主体の確保、育成についても検討）。

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（年間）		20 人日	20 人日	20 人日	20 人日	20 人日
確保 方策	喜多方広域圏内	20 人日	20 人日	20 人日	20 人日	20 人日
合 計		20 人日	20 人日	20 人日	20 人日	20 人日

【量の見込み：利用者延べ人数】

(7) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、こゆりこども園等において一時的に預かり必要な保護を行う事業。

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（年間）		120 人日	120 人日	120 人日	120 人日	120 人日
確保 方策	こゆりこども園	150 人日	150 人日	150 人日	150 人日	150 人日
合 計		150 人日	150 人日	150 人日	150 人日	150 人日

【量の見込み：利用者延べ人数】

(8) 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、こゆりこども園等において保育を実施する事業。

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み		15 人	15 人	15 人	15 人	15 人
確保 方策	こゆりこども園	40 人	40 人	40 人	40 人	40 人
合 計		40 人	40 人	40 人	40 人	40 人

【量の見込み：利用登録人数】

(9) 病児保育事業（病後児対応型）

病後児について、こども園内の専用スペース等において、保健師等が一時的に保育等をする事業。

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（年間）		65 人日	65 人日	65 人日	65 人日	65 人日
確保 方策	こゆりこども園 施設内	65 人日	65 人日	65 人日	65 人日	65 人日
合 計		65 人日	65 人日	65 人日	65 人日	65 人日

【量の見込み：利用者延べ人数】

(10) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

就労等により放課後等に保護者が家庭にいない小学生に対し、授業の終了後にこゆりこども園内の児童クラブ室や小学校の余裕教室等を利用して適切な遊びと生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業。

		令和 7 年度		令和 8 年度		令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度	
		低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年
量の見込み		40 人	10 人	40 人	10 人	40 人	10 人	40 人	10 人	40 人	10 人
確保 方策	児童ク ラブ室 等	50 人		50 人		50 人		50 人		50 人	
合 計		50 人		50 人		50 人		50 人		50 人	

【量の見込み：利用登録人数】

(11) 産後ケア事業

産後一定の期間の母親と赤ちゃんに対し、自宅や医療機関において産後の身体の回復や心のリフレッシュを図り、安心して育児ができるよう支援を行う事業。

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（年間）		10 人日	10 人日	10 人日	10 人日	10 人日
確 保 方 策	福島県内	10 人日	10 人日	10 人日	10 人日	10 人日
合 計		10 人日	10 人日	10 人日	10 人日	10 人日

【量の見込み：利用者延べ人数】

(12) 子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）

要支援児童・要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラー含む）に町が委託した訪問支援員が訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に対する援助等を行う事業。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（年間）		5人日	5人日	5人日	5人日	5人日
確保 方策	子育て支援 センター	5人日	5人日	5人日	5人日	5人日
合 計		5人日	5人日	5人日	5人日	5人日

【量の見込み：対応延べ人数】

(13) 児童育成支援拠点事業（学校や家以外の子どもの居場所支援）

養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える学齢期の児童を対象に、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う事業（町内での実施主体の確保、育成についても検討）。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（年間）		5人	5人	5人	5人	5人
確保 方策	町内施設	5人	5人	5人	5人	5人
合 計		5人	5人	5人	5人	5人

【量の見込み：対応延べ人数】

(14) 親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）

要支援児童・要保護児童及びその保護者等を対象に、親子間の適切な関係性の構築を目的に子どもの発達等の状況等に応じた支援を行う事業。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（年間）		1人	1人	1人	1人	1人
確保 方策	子育て支援 センター	1人	1人	1人	1人	1人
合 計		1人	1人	1人	1人	1人

【量の見込み：対応延べ人数】

(15) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

満3歳未満で保育所等に通っていない子どもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で保育を行う事業。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（年間）		-	10人日	10人日	10人日	10人日
確保 方策	こゆりこども園	-	10人日	10人日	10人日	10人日
合 計		-	10人日	10人日	10人日	10人日

【量の見込み：利用者延べ人数】

(16) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦のための支援給付とあわせて、妊婦や配偶者等に対し面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援事業）を行う事業。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（年間）		75人回	75人回	75人回	75人回	75人回
確保 方策	子育て支援センター	75人回	75人回	75人回	75人回	75人回
合 計		75人回	75人回	75人回	75人回	75人回

【量の見込み：妊婦等面談延べ回数】

※子育て短期支援事業（ショートステイ）の量の見込みは「なし」

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ必要な保護を行う事業。令和4年児童福祉法改正により、保護者が子どもと共に入所・利用可能となる。

※実費徴収に係る補足給付事業の量の見込みは「なし」

※多様な主体の新制度への参入促進事業の量の見込みは「なし」

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本的な視点

本計画の策定及び個別事業の実施にあたっては、次の3点を基本とします。

(1) 一人ひとりの子どもを尊重する視点

施策の推進にあたっては、子どもにかかわる様々な権利が擁護されるように求められています。子育て支援サービス等による影響の多くは子どもたち自身が受けることになることから、家庭ごとの特性や多様なニーズに対応できるよう柔軟な体制での取組みと、すべての子どもがたくましく、健やかに育つことができるように、子どもの視線に立った取組みを進めていきます。

(2) 次代の親を育む視点

すべての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、乳児、幼児、学童期などの特性を踏まえ、発達段階に応じた教育・保育及び子育て支援が提供されるとともに、子どもは次代の親となるという認識のもと、豊かな人間性を形成し、保護者が子どもと一緒に笑顔と会話にあふれ、自立して家庭を持つことができるよう長期的な視点に立った取組みを進めていきます。

(3) 地域社会全体で支援する視点

子育ての第一義的な責任は保護者にありますが、一方で子どもは「社会の宝」であり、社会を構成する重要な一員です。子どもを心身ともに健やかに育むためには、家庭はもとより地域・企業・行政がそれぞれの役割のもと協働して、子育てにやさしい環境づくりを進めていきます。

2 基本理念

本計画においては、子ども・子育て支援を推進するにあたり、西会津町が目指すべき基本理念を次のとおり定めました。

「輝く子ども ともに育む にしあいづ」

少子化や核家族化、情報化など、子どもの育ちや子育ての環境が、社会や時代の変化とともに変わってきています。社会全体で、子ども・子育て家庭を支えようとする動向の中で、教育・保育施設、学校、企業、地域及び行政のより密接な連携が求められています。

地域ぐるみで子育てに取り組み、安心して子どもを産み育てられる環境整備を進め、家族や地域の支え合いのなかで、将来を担う子供たちがのびのびと成長するまちになることを目指していきます。「西会津町総合計画」の基本である「笑顔つながり 夢ふくらむまち 〜ずーっと、西会津〜」で示す「健やかな人をともに育むまちづくり」を進めるために、本計画を策定することとします。

3 基本目標

本計画の基本理念の実現に向けて、次の3つの基本目標を掲げ、総合的な施策に取り組みます。

(1) 家庭を持つことに安心と夢や希望の持てる環境づくり

経済状況や雇用形態が不安定な中、家族や子どもを持つことへの不安感から、未婚化、晩婚化が加速している状況です。このような中、未婚の男女の出会いの場の創出については、町民の結婚に関する意識の把握に努め、多様性を認める中でも、結婚したい方、家庭を持ちたい方の支援を充実し、後継者対策事業等の強化を図っていきます。

結婚促進・出産対策については、結婚祝金制度等の事業を検証・評価し、事業の充実を図ります。

次代の親の育成については、子どもを産み育てることの意義や喜びを理解できるよう、中学生、高校生等への教育や体験活動の機会を提供し、これに向けた小学生等の健全育成に取り組めます。

(2) 子どもが健やかに育ち、子育てに魅力や喜びを感じることができる環境づくり

多様できめ細やかな保育・養育・教育サービスの充実については、乳幼児保育の増加や、一時保育・病後児保育等の多様化するニーズに合わせたサービスの拡充に努めます。

子育てに関する経済的負担の軽減については、利用者全ての保育料の無償化や医療費の助成を継続します。また、インフルエンザワクチン予防接種助成等の保護者の負担軽減に努めます。

子どものより良い生活環境づくりについては、子どもが社会の一員として、安全に生活できるよう、交通安全対策や防犯等の安全・安心な生活環境づくりに努めます。

父母並びに乳幼児の健康の確保及び増進については、妊娠から子育て期にかけて切れ目のない支援体制の強化を図り、親子の健康確認と疾病・障がいの予防や早期発見に努めていきます。

(3) 子育てに関する支援体制づくり

援助を必要とする児童・家庭、障がいや発達に遅れのある児童等へのきめ細やかな対応については、児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭等の自立支援、障がい児対策の充実等全ての児童、家庭に配慮し取り組みます。

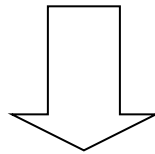
妊娠から子育てまで切れ目なく一括して支援する拠点として、こゆりこども園内に「子育て支援センター」を設置しています。ここでは令和4年の児童福祉法改正により設置が努力義務化された母子保健業務と児童福祉業務を行う「こども家庭センター」の役割を担っていることから、引き続き、子育ての情報提供や相談・支援体制の充実を図っていきます。

また、地域における子育て支援の体制づくりについては、地域住民や団体、企業等が一体となった子育て意識の醸成に努めていきます。

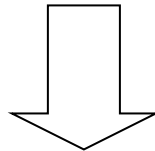
4 計画の概要

基本理念 輝く子ども ともに育む にしあいづ

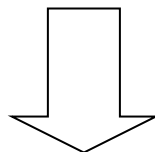
独 身



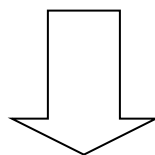
結 婚



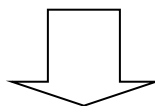
出 産



子育て



教 育



基本目標 1

～ 家庭を持つことに安心と夢や希望の持てる環境づくり ～

- ① 結婚・出産・子育てに関する意識啓発と対策の充実
- ② 次代の親の育成と子どもの健全育成

基本目標 2

～ 子どもが健やかに育ち、子育てに魅力や
喜びを感じることができる環境づくり ～

- ① 多様できめ細やかな保育・教育サービスの充実と質の向上
- ② 子育てに関する経済的負担の軽減
- ③ 子どものよりよい生活環境づくりの推進
- ④ 父母並びに乳幼児の健康の確保及び増進

基本目標 3

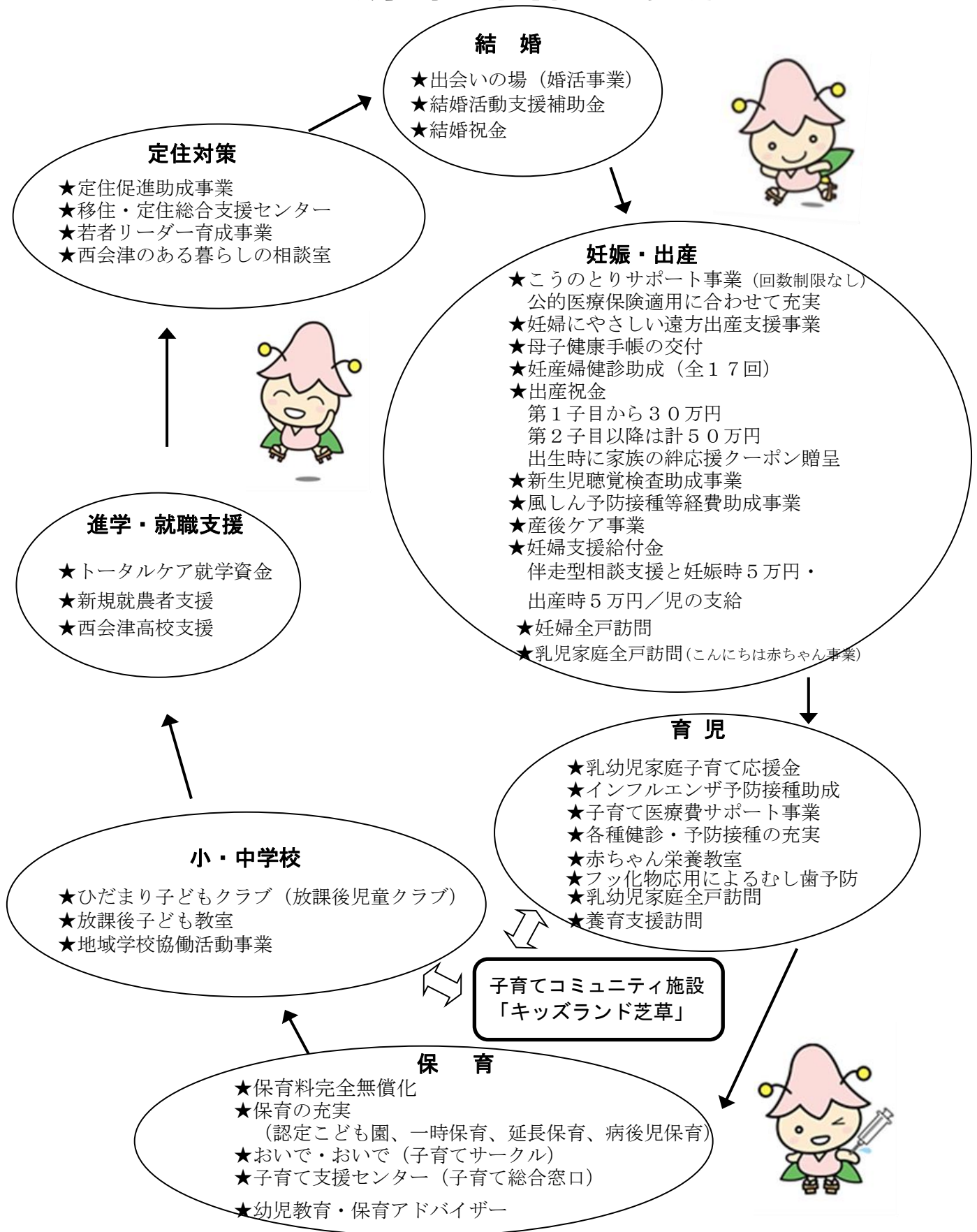
～ 子育てに関する支援体制づくり ～

- ① 援助を必要とする児童・家庭へのきめ細やかな対策の推進
- ② 障がいや発達に遅れのある児童等へのきめ細やかな対策の推進
- ③ 子育ての情報提供と相談・支援体制の充実
- ④ 地域における子育て支援の体制づくり

目 標

- 結婚・出産・子育てに安心と夢や希望の持てる地域社会を実現し、少子化を解消して活力ある町づくりの基盤を形成する。
- 生きていく上で有用な能力を持つ自立した次代の町を担う優秀な人材を育成する。

『西会津町の子育て支援策』



「輝く子ども ともに育む にしあいづ」

第4章 計画の内容（基本施策と個別事業）

基本目標 1

家庭を持つことに安心と夢や希望の持てる環境づくり

基本施策 1 結婚・出産・子育てに関する意識啓発と対策の充実

少子化問題の背景には、経済状況や雇用形態が不安定な中、家族や子どもを持つことへの不安感、結婚や家族に関する価値観の変化、男性が仕事中心の働き方で長時間労働であること、又それに起因し女性に子育ての負担が集中し、仕事との両立が困難といったライフスタイルの変化など様々な要因が考えられます。若者世代の未婚者では結婚していない理由を、「適当な相手にめぐり合わない」、「自由や気楽さを失いたくない」、「必要性を感じない」といった意見も多く、出会いの場や、結婚や出産、子育てへの意欲が向上する対策が求められています。

このような少子化の進行を自らの身近な問題として認識し、個人の意思や多様な価値観を尊重しつつ、結婚や出産・子育てを応援する広報・啓発・対策を行うことで、社会全体で結婚を応援する機運の醸成を図り、男女が家庭や子育てに夢と希望をもつことができる環境を目指します。

— 個別事業 —

● 出会いの場の創出・・・《子育て支援センター》

未婚化・晩婚化の進行問題に取り組むため、後継者対策事業として、結婚世話やき人の育成やイベントの開催など出会いの機会を創出するとともに、マッチングアプリの登録費用や結婚相談所の利用料の助成（結婚活動支援補助金）など結婚活動にかかる経費も支援します。

● 結婚祝金支給・・・《子育て支援センター》

夫婦の前途を祝福するとともに、定住促進と町の活性化に資することを目的として新婚夫婦に対して結婚祝金20万円を支給します。

● こうのとりのサポート事業・・・《子育て支援センター》

不妊症や不育症に悩む夫婦が、そのために受ける検査及び治療の経済的負担を軽減するため、費用の全部又は一部に対して補助金を交付します。

● 妊婦にやさしい遠方出産支援事業・・・《子育て支援センター》

遠方の分娩取扱施設までの移動にかかる交通費及び出産時まで分娩取扱施設周辺の宿泊施設で待機する宿泊費を助成します。

● 事業所への啓発、雇用の促進・・・《子育て支援センター》

安心して出産・子育てができるように、事業所に育児休暇取得等の理解を促し、各種情報を提供していきます。また、結婚への不安感をなくすため雇用の安定を働きかけます。

基本施策2 次代の親の育成と子どもの健全育成

少子化や核家族化が進む中で、子どもたちの豊かな成長に欠かすことができない、多くの人や自然との触れ合いが減少しています。

次代の親となる小中高校生等が、社会性や豊かな人間性を育むためには、その発達段階に応じた多様な体験活動を行なうことが重要です。

将来子どもを持ち、子育てをする立場となる若い世代を対象に、職場体験やインターンシップの依頼を受け、乳幼児との触れ合いの中で、命の尊さや子育ての楽しさを体感できるよう配慮した取組みを進めます。

また、正しい食生活や喫煙防止等の健康づくりの啓発を積極的に行ない、次代の親の育成を図ります。

— 個別事業 —

● 防煙教室・・・《子育て支援センター》

これまで町の健康増進計画による対策を進めてきましたが、若い世代の喫煙の割合が全国と比較して高い結果となっています。

小中学校において計画的に防煙教室を開催して知識の普及を図り、児童生徒とその保護者を通じて町ぐるみで禁煙・分煙・防煙に取り組めるよう啓発していきます。

● 思春期教室・・・《子育て支援センター》

思春期は子どもから大人への移行期であり、自分の心身の成長に伴う悩みや不安が生じやすい時期といえます。また、SNSなどの情報通信手段の発達など、社会環境も大きく変化し生活習慣の乱れも見受けられます。

思春期の子供たちが性や妊娠に対して正しい知識を得て、自ら健康管理を行う、いわゆる「プレコンセプションケア」ができるように学校や関係機関と連携のもと、薬物乱用防止教育等も併せて思春期の保健対策に取り組めます。

● 外国語指導助手（ALT）の確保・・・《学校教育課》

国際社会への適応と世界的視野を持つための一助として、外国語指導助手を確保するとともに、世代に応じた指導助手の活用を図ります。

● 児童生徒の交流事業・・・《学校教育課・生涯学習課》

小学校5年生を対象としたいわき市豊間小学校との交流、小学校6年生を対象とした沖縄

県大宜味村の児童生徒との交流、中学生は埼玉県戸田市とブリティッシュヒルズでの英国体験交流を実施していきます。

● こども研幾塾事業・・・《学校教育課》

地域学習や体験活動を通して、町の歴史や文化、自然、産業等を学び、ふるさと教育と新しい学びの創出を図っていきます。

● 食育の推進・・・《健康増進課》

食に関する関係機関で組織する「食育推進委員会」により、食育や栄養改善の推進に必要な事項を検討し、食育推進計画に基づいて、食育を総合的かつ計画的に実施します。

こども園や学校行事、各種保健事業の機会を通じて、乳幼児から高齢者まで、家族ぐるみで健全な食生活を実践することができるよう、食に関する知識の普及や様々な体験活動の提供を行います。

● 放課後児童健全育成事業（ひだまり子どもクラブ）・・・《子育て支援センター》

保護者が昼間に就労等により家庭にいない小学生を対象に、適切な遊びと生活の場を提供し、事故防止と健全な育成を図ります。これまで1年生から6年生を対象として実施していますが、運営体制の見直しや職員研修にも積極的に参加し、資質の向上に努めます。また、活動内容を充実するために放課後子ども教室との連携にも努めていきます。

● 子育て体験・・・《子育て支援センター》

生命の尊さや子育ての楽しさを知る上でも、思春期の頃から赤ちゃんに触れ合い、子育てを体験できるようこゆりこども園や各学校と連携を図りながら事業に取り組みます。

● 青少年教育事業・・・《生涯学習課》

次世代メディアの発展や体力の低下など、情報化された現代社会における青少年の問題を的確に捉え、心身ともに健康な人間の育成を目指して、各種事業に取り組みます。

基本目標 2

子どもが健やかに育ち、子育てに魅力や喜びを感じることができる環境づくり

基本施策1 多様できめ細やかな保育・教育サービスの充実と質の向上

共働き世帯の増加や女性の就労率の上昇などにより、母親は出産後もこども園などを利用して就労を希望・継続する傾向がニーズ調査からも伺われます。これに伴い、0・1歳児からのこども園の利用ニーズも増加しており、乳児保育の拡充が求められています。

西会津町のこども園は、その管理運営を指定管理者制度により社会福祉法人にしあいつ福祉会へ業務を委託し、保育サービスの充実に努めています。全国的に保育士が不足する中、

多様化する保育ニーズに対応するため、外部講師による研修の充実や、適正な保育士の人員を確保し、更なる質の向上が図られるよう、にしあい福祉会との連携を図ります。

— 個別事業 —

- 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポートセンター）・・・《子育て支援センター》
乳幼児や小学生等の児童を育てる保護者を主な会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者とが会員となり、地域での相互援助活動を行う事業であり、事業実施にはサポートする側の会員の確保が重要となります。また、会員登録には講習会の実施やマッチングを行うアドバイザーの配置などの課題もあることから、現在事業を実施している喜多方子育てサポートセンターと連携し、体制の確保に努めます。併せて喜多方広域圏を中心とした取組みができないか検討していきます。
- 一時保育事業・・・《子育て支援センター・こゆりこども園》
保護者の傷病、冠婚葬祭、里帰り出産等による緊急的に必要とする保育や、週数回の就労等による非定期的に必要なとする保育、育児等に伴う心理的・肉体的負担を解消するために必要とする保育等、通常保育の対象とならない児童に対して行う一時的な保育サービスの充実を図ります。
また、日曜・祝日等に保護者の勤務等により保育が必要な場合など休日保育についても、必要に応じ体制整備等を検討していきます。
- 病児・病後児保育・・・《子育て支援センター・こゆりこども園》
家族や親が子育てをするというこれまでの子育ての理念を転換し、社会全体で子育てを支えていく「子ども子育てビジョン」では、「体調不良児対応型はすべての保育所で取組みを推進する」とされており、これまでも、保育中に体調不良を起こした子どもを保護者が迎えに来るまで適切な保育とケアに取り組んできたところです。
令和7年度からは傷病の回復期にある児童を保育する「病後児保育」について実施できるよう体制の整備を図ります。
- 保育関係者の研修・・・《子育て支援センター・こゆりこども園》
時代に即した保育・教育の専門性と保育者としての資質の向上を図り、子育て支援を効果的に進められるよう、外部講師の派遣や福島県社会福祉協議会、福島県保育所（園）・認定こども園協議会などが主催する各種研修会への参加を推進し、職員間での園内研修に活用していきます。
- 苦情処理体制の確立・充実・・・《子育て支援センター・こゆりこども園》
保育等サービスに伴う利用者からの苦情を、解決に向けて客観的かつ適切に対応できるよう、研修会等へ参加し、職員間で共有するなど、苦情処理体制の充実を図るとともに、適切に運用します。

また、利用者との良好な関係が保たれるように、日常的な情報共有にも努めます。

基本施策 2 子育てに関する経済的負担の軽減

家計に占める子育てにかかる経済的負担の割合が増加する中、県の補助制度を利用した医療費の助成、令和元年10月からの保育料無償化など、国や県においても経済的負担の軽減が図られています。町においては、平成30年度から0歳児からの保育料の完全無償化や出産祝金、乳幼児家庭子育て応援金など、国・県に先駆けかつ他自治体より手厚い支援に取り組んできました。これらの事業を継続するとともに、ニーズを捉えた事業内容の検討を進めていきます。

— 個別事業 —

● 認定こども園（こゆりこども園）保育料等の無償化・・・《子育て支援センター》

令和元年10月より、国の政策として、3歳児から5歳児の全階層及び0歳児から2歳児の非課税世帯（第1、第2階層）を対象に、全国で幼児教育・保育の無償化が始まりました。町ではそれに先駆け平成30年4月から、こゆりこども園の保育料をすべて無償化、給食費・副食費についても無料とし、保護者の経済的負担軽減を図っており、今後も継続していきます。

● 児童手当・・・《子育て支援センター》

子育て家庭等の生活の安定に寄与し、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、18歳到達後最初の年度末までの者（高校生年代まで）を養護し、かつ、子どもと一定の生計関係にある父又は母等に、第2子までの子1人につき3歳までは月額1万5千円、それ以降の期間は1万円、そして第3子以降に該当するお子さんについては全ての期間を通して月額3万円が支給されます。なお、所得制限はなくなりました。

● 出産祝金等・・・《子育て支援センター》

次代を担う子どもの誕生を祝うとともに、児童の健やかな成長を願い保護者（父又は母）に対し出産祝金を支給します。第1子目から全ての出生児に30万円の支給と、町内の写真店で記念写真の制作ができる家族の絆応援クーポンを贈呈します。

第2子目以降からは、さらに小学校入学時に10万円、中学校入学時に10万円を支給します。但し、父母のどちらかが、西会津町に1年以上住所があり、かつ居住していることが条件となります。

● 乳幼児家庭子育て応援金・・・《子育て支援センター》

乳幼児期に親や家庭から受ける愛情は子どものこころの成長の基本となり、その後の人間関係の基礎を作っていきます。この乳幼児期の育児を応援するため、保育所等を利用せず家庭で育児を行う養育者に対して、対象となる子どもが2歳到達後の最初の年度末まで、子ど

も1人当たり月額1万円を支給します。但し、育児休業基本給付を受けている場合対象とはなりません。

● 妊婦のための支援給付（妊婦支援給付金）・・・《子育て支援センター》

妊娠届出や出産届出を行った妊婦等に対し、それぞれ妊娠届出時に妊婦一人につき5万円、出生届出時に子ども一人につき5万円を支給します。

● 放課後児童クラブ使用料の軽減・・・《子育て支援センター》

放課後児童クラブの使用料については、利用児童1人当たり月額2千円となりますが、生計を一にする世帯において、2人以上の児童が利用する場合は、2人目以降の児童の利用料は無料となります。

● 子育て医療費サポート事業・・・《健康増進課》

子どもの疾病の早期発見、早期治療を促進し、健康保持の増進と子育てに伴う経済的負担の軽減を図るため、出生から18歳（高校3年生）までを対象に医療機関で支払う自己負担分の医療費を助成します。

● インフルエンザワクチン接種助成事業・・・《子育て支援センター》

感染症を予防するため、インフルエンザ予防接種に係る費用について、0歳から高校生までの子どもと妊婦については費用の全額を助成します。

● 就学援助・・・《学校教育課》

学校教育法第19条の規定に基づき、経済的理由により義務教育である小学校及び中学校に就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、その就学に必要な援助を行っています。

基本施策3 子どものよりよい生活環境づくりの推進

社会の一員として子どもたちが生活・成長していく過程では、その安全と安心の確保が求められています。自家用車の普及が進んだ車社会に対応する知識の習得や、豊かな自然の残る町の様々なルールやマナーを身につけていくとともに、不審者から身を守るための防犯への取組みも強化していきます。

また、道路や公園などの公共施設等においても、子育て世帯や子どもが安心して移動できる環境の整備や、のびのびと遊べるような配慮が必要となります。

妊産婦及び親子が安心して出歩くことができるよう、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを推進します。

安心して子育てできる住まいとしての公営住宅については、適正な維持管理と良好な居住環境の確保・整備に努めます。

子どもたちの生活に浸透したインターネットの利用に関して、情報を正しく理解し効果的

に活かせるようデジタルリテラシーの育成に配慮します。

— 個別事業 —

- 交通安全の推進・・・《町民税務課・学校教育課・子育て支援センター》

保育施設や小中学校において実施している交通安全教室は、子どもの年代にあわせた意識の高揚とマナーを身につける大切な機会です。子どもたちに、命の大切さや車社会に対応する知識の習得を交通安全母の会や交通教育専門員、警察等の協力を得て充実した内容となるよう連携を推進します。

- 各種協力団体活動等との連携・・・《学校教育課・生涯学習課・子育て支援センター》

学校や町内の行事等において子どもの安全指導や見守りを行なうPTA活動や、学校支援ボランティアなど、協力団体との連携に取り組みます。

- 公的住宅等の供給・・・《建設水道課・商工観光課》

町営住宅の募集時において、母子等の世帯や子どものいる世帯について、引き続き優先入居要件に基づき選考します。

また、若者や子育て世代が好む住環境の整備についても検討を進めます。

基本施策 4 父母並びに乳幼児の健康の確保及び増進

女性にとって妊娠出産は、大きな喜びであると同時に、10ヶ月という期間には心身の急激な変化もあり、母親として多くの不安や悩みが生じます。そのような期間において、パートナーとなる男性も「父親」としての自覚を育んでいく大切な時期を迎えます。

核家族化や地域との関係性の希薄化など、家族・地域における養育力の低下が懸念される中において、乳幼児期をおくる中心となるのは家庭生活であり、両親や家族の生活習慣が大きく影響していきます。これらを踏まえ、妊娠・出産・育児はもとより、包括的に子どもを取り巻く環境を整えるための支援を充実させていきます。

— 個別事業 —

- 安全安心な出産・育児への支援・・・《子育て支援センター》

妊娠期間中は女性だけでなく男性にとっても「親」として育っていく大切な準備期間です。特に女性は心やからだに大きな変化があり、妊娠初期では体調が思うようにコントロール出来ず精神的に不安定になりやすくなることから、妊婦全戸訪問を実施していきます。

母子健康手帳交付時に、これから起こりやすい体や心の変化などを伝えたり、出産、育児に自信が持てるよう情報提供や電話、メール・SNS等を活用した相談体制の充実を図っていきます。

また、妊婦健康診査や医療機関との連携による出産ケア、新生児訪問を通し産前から産後まで切れ目のない支援を行なっています。

● 妊婦一般健康診査の助成・・・《子育て支援センター》

母子健康手帳交付時に受診票を交付し、妊娠してから出産までの間に受診する健康診査費用（問診診察等に係る費用を最大 15 回分）の助成を行い、妊娠中に起こりやすい疾病の予防や、異常の早期発見、早期治療により健康で安全に出産を迎えられるよう妊娠中の健康管理を支援しています。

● 新生児訪問と相談・・・《子育て支援センター》

赤ちゃんがお母さんの体内とは全く違う環境の中で自分の力で発育していくことに慣れる大切な時期です。出生連絡票によりお母さんの産後の体調や赤ちゃんの体重計測など健康状態の確認を行っていきます。また、母体を離れての生活に赤ちゃんが無理なく慣れていけるよう環境を整えることを一緒に考えていきます。

この時期に、個別通知により町の健診状況や予防接種についての情報を提供しています。

● 父親の子育てへの積極的な参加の促進・・・《子育て支援センター》

社会構造や経済状況、ライフスタイル等の変化に伴い、子どもを産み育てることが難しくなってきた社会において、子育てに参加する父親の姿が注目されています。

仕事が忙しく育児時間がなかなか取れない、子どもとの接し方がわからない等の悩みや課題がある中、父親のあり方を考え、子育てに参画するきっかけが持てるような支援・相談に応じるとともに、「いい育児の日」や「家庭の日」の記念日に合わせ広報誌等での啓発に努め、父親の意識の醸成を図ります。

● 健診及び教室の充実・・・《子育て支援センター》

離乳食教室では、実際に試食を提供し、口の動きなどの様子をみながら一人ひとりにあった助言を行なっていきます。また、育児に関する不安や負担感を一人で抱えることがないよう、参加者同士、子育てについて対話する機会を設け、地域全体で子育てを支えていきます。

1歳6ヶ月児健康診査、3歳児健康診査においては、運動機能、精神発達、視聴覚機能など健診を行うことで病気や障がい等を早期に発見して、適切な指導を行い子どもの健全育成、保護者への育児サポートを行っています。

また、日頃、育児をする中で困っていることなどを気軽に相談できるよう臨床心理士や保育士、言語聴覚士等と連携を図り、相談体制の充実を図ります。

● 予防接種指導・・・《子育て支援センター》

予防接種は感染症の予防に効果的な方法のひとつです。近年、小児における定期の予防接種は特に乳幼児期に接種が集中しており、ワクチンの種類によって接種間隔や接種回数が異なっていることから、予防接種を有効かつ安全に実施するため医療機関と連携を図るとともに、複雑化する予防接種について、より良い時期に接種が出来るよう保護者とともに接種計画を立て小児期の感染予防に努めています。

● 歯科保健の充実・強化・・・《子育て支援センター》

全国的に3歳児の有病率は低くなってはいるものの、町は全国、県内と比較してまだまだ高い状況にあります。生涯にわたる歯・口の健康づくりを進める上で、その基礎となる幼児期から正しい生活習慣を身につけることが重要です。

平成29年からこゆりこども園、令和元年から西会津小学校、令和2年から西会津中学校でフッ化物洗口を実施し、むし歯予防を推進しています。

また、家族そろって口の健康づくりが出来るよう、歯科医師、歯科衛生士や学校、こども園など、関係機関との連携を図ると共に、ケーブルテレビ、広報等で知識や技術が習得できるよう働きかけています。

基本目標3

子育てに関する支援体制づくり

基本施策1 援助を必要とする児童・家庭へのきめ細やかな対策の推進

援助を必要とする児童や家庭については、適切な支援が受けられるよう、経済的な状況や個々の家庭を取り巻く状況について把握し、生育環境の改善や教育環境の整備など、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない各種支援策を推進します。

特に、ひとり親の支援については、子育てや生活支援策、養育費の確保策等について現状を把握しつつ総合的に相談支援できる体制の確保と支援策の情報提供に努めます。

虐待防止やヤングケアラー対策として、関係機関との連携と情報共有を図り、訪問指導・助言等の支援や、理解や気づきにつながる効果的な広報啓発を「子育て支援センター」が拠点となり対応していきます。

また、貧困対策については、子どもが生まれ育った環境で、子どもの現在と将来が左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに成長できる環境を整備するとともに教育の機会均等を図るため、総合的な対策の推進に努めます。

— 個別事業 —

● 児童扶養手当・・・《子育て支援センター》

児童を養育している母子・父子家庭等の生活の安定と自立を支援し、児童の福祉向上を図ることを目的として、児童を監護する母又は養育者に児童が満18歳に到達する年度末まで手当を支給します。

● ひとり親家庭医療費助成・・・《健康増進課》

ひとり親家庭の保健の向上と増進を図ることを目的に医療費の一部を助成します。

- 母子（父子）福祉資金貸付事業・・・《福祉介護課》
母子（父子）家庭の経済的自立の支援と生活意欲の助長を図るために必要な資金を貸し付けます。
- 就学援助（再掲）・・・《学校教育課》
学校教育法第19条の規定に基づき、経済的理由により義務教育である小学校及び中学校に就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、その就学に必要な援助を行ないます。
- 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）・・・《子育て支援センター》
生後4ヶ月までの時期に保健師等が家庭を訪問し、発育相談を行なっています。その際に「アンケート」により、親の精神的な問題や生活上の悩み、不安やストレス等を抱いているかなどを把握し、必要な支援を継続します。
令和7年度からは未就園児を中心に定期訪問を継続し、各家庭との関係性の構築と子育てに係る様々な課題を早期に把握し対応するために、体制強化を図ります。
- ブックスタート事業・・・《生涯学習課（図書館）》
赤ちゃんと保護者が絵本を通じて触れ合う時間を持つきっかけ作りとして、0歳から1歳6ヶ月までの子どもを持つ保護者に対して絵本を無料で提供しています。
- 西会津町虐待防止地域協議会・・・《子育て支援センター》
地域の関係機関が連携し虐待を防止し、要保護児童の対策を適切に実施していくため、要保護児童対策地域協議会を設置しています。実態の把握や具体的支援の内容を検討する実務者会議、ケース検討会議では、会津児童相談所・会津保健福祉事務所・町関係機関との連携を密にし、支援体制の充実に努めています。
- 生活困窮者自立支援・・・《子育て支援センター・学校教育課・社会福祉協議会》
専門の相談員を配置し、生活困窮者からの相談内容に応じて、関係機関と連携しながら自立に向けた支援を行っています。
貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯（生活保護世帯を含む）の子どもを対象とした学習支援を行うとともに、保護者に対しても進学や教育費にかかる情報提供、家庭環境改善に向けた働きかけを行っています。また、いじめや不登校など児童生徒の問題行動に適切に対応するための教育相談員を配置し、生徒指導上の問題解決を図っています。

基本施策2 障がいや発達に遅れのある児童等へのきめ細やかな対策の推進

障がいや発達に遅れのある子どもの自立や社会参加に向け、それぞれのニーズに応じた、乳幼児期から社会人への移行期までの一貫した相談支援体制の充実が求められています。

町では、子育て支援センターの保健師による家庭訪問、こども園における児童の受入や観

察・支援、学校教育では特別支援教育の充実など、身体や知的面での発達状況に応じた対応はもとより、言葉の遅れなどで心配のある子どもやその保護者に対する相談等も行い、早期の発見・療育へとつなげるため児童相談所の巡回相談会も活用し様々な対応に努めてきました。今後も子育て支援センターを窓口として、相談体制を更に充実し各関係機関との連携を図ります。

— 個別事業 —

● 養育支援訪問事業（経過観察児と家族支援養育）・・・《子育て支援センター》

発達状況の観察が必要な子どもや育児への支援が必要な保護者や家族に対して、こども園の保育士と子育て支援センターの保健師がチームとなり、専門的な知識を持って支援しています。

令和7年度からは取組みが強化できるよう体制整備を図ります。

● 保育所等訪問支援事業・・・《子育て支援センター》

サービス事業所がこども園を訪問し、集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

● 特別児童扶養手当・・・《子育て支援センター》

精神又は身体に障がいのある児童を養育している方に手当を支給し、福祉の増進を図ります。

● 障がい児福祉手当・・・《福祉介護課》

在宅の重度障がい児に対し、その重度の障がいのために生じる特別な負担の一助として手当を支給します。

● 障がい児保育事業・・・《子育て支援センター》

保育を必要とする心身に障がいのある児童がこども園に入園し、健常児と集団保育を行うことにより、互いの成長発達を促します。また、障がいの種類や程度に応じた保育・教育内容を提供できるよう努めます。その一環として、令和7年度から言語聴覚士を配置し支援の強化を図ります。

● 障がい児通所支援・・・《子育て支援センター・福祉介護課》

会津地域にある発達支援・訓練事業所において日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援や治療、また、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流の促進などの支援を行ない関係機関との連携を図ります。こども園等を利用している場合は、健常児との集団生活への適応のための専門的な支援を行ないません。

● 補装具給付事業・・・《福祉介護課》

在宅で身体に障がいのある方や児童に対し、日常動作を補う補装具を給付し、日常生活の便宜を図ります。

● 居宅介護事業・・・《福祉介護課》

障がいによって、日常生活を営むのに支障がある児童に対し、身体介護、家事援助、移動介護など日常生活の支援をホームヘルパーが行ないます。

● 短期入所事業・・・《福祉介護課》

障がいのある児童を介護している方が、病気・出産・事故などによって、一時的に家庭で介護できない場合や心身の休息が必要な場合などに、障がいのある児童を一時的に施設で預かり、介護している方の負担の軽減を図ります。

● 日常生活用具給付事業・・・《福祉介護課》

障がいのある方や児童に対し、自立した日常生活を送れるよう、浴槽、便器等の日常生活用具の給付を行い、日常生活の便宜を図ります。

● 重度心身障がい者医療費助成・・・《福祉介護課》

重度の障がい者に対し、保健の向上と福祉の保持・増進を図ることを目的に医療費の全額を助成します。

● 特別支援学級の充実・・・《学校教育課》

障がいのある児童の学校生活・教育を円滑に実施できるよう、専門教諭の配置を県に要望し、学級運営の充実を図ります。

● 特別支援教育支援員の配置・・・《学校教育課》

集団教育において、すべての子どもたちが理解できるよう支援員を配置します。

● サポートティーチャーの活用・・・《学校教育課》

県のサポートティーチャー派遣事業を活用し、放課後等の課外時間に個別指導が必要な児童への支援を行います。

基本施策 3 子育ての情報提供と相談・支援体制の充実

町では、妊娠や育児相談、児童虐待、不登校、貧困対策など多岐にわたる悩みや、子育てに問題を抱えている保護者や家族に対して、関係する機関が連携しながら支援を行ってきましたが、平成 29 年 4 月に、妊娠期から子育て期まで切れ目なく一括して支援する拠点として、こゆりこども園内に「子育て支援センター」を設置し、子育て支援に取り組んできました。

地域の全ての子ども・家庭の相談に対応する子ども支援の専門性を持った体制で、18 歳までのすべての子どもと、その家庭及び妊産婦等を切れ目なく継続的に支援しています。

— 個別事業 —

● 子育て支援センター（拠点施設）

妊娠から子育てまで切れ目なく一括して支援する拠点として、こゆりこども園内に「子育て支援センター」を設置しています。ここでは令和4年の児童福祉法改正により、母子保健業務と児童福祉業務を行う「こども家庭センター」の機能を担い、子育ての情報提供や相談・支援体制の充実を図っています。

● 子育てサークル・子育て広場「おいで おいで」・・・《子育て支援センター》

保健師や保育士への育児相談や子育ての情報交換、手遊び、おもちゃ作り、絵本の読み聞かせなど子どもの学習や遊び、親子のふれあいをとおして子育てのあり方について学ぶとともに、子育て世代の仲間づくりの場として子育て広場「おいで おいで」をこゆりこども園の支援室で開催しています。

令和7年度からは、内容の更なる充実のため体制整備を図ります。

● 児童発達支援センターとの連携・・・《子育て支援センター》

幅広い高度な専門性に基づく発達支援、家族支援機能を持つ児童発達支援センターと連携し子どもの特性や家庭の状況に応じた適切な支援に努めています。

● 幼児教育・保育アドバイザーの配置

保育者の専門性の向上を図るため、幼児教育の専門的な知見や豊富な実戦経験を有し、教育内容や指導方法、環境の改善等について助言を行う幼児教育・保育アドバイザーの配置を継続します。

● 教育相談員の確保・・・《学校教育課》

児童生徒への個別の相談に応じ、身体や精神状況から不登校やいじめ、非行等の問題に早期に対応するため、教育相談員を配置しています。

● スクールカウンセラーの活用・・・《学校教育課》

児童生徒や校内での種々の問題行動などの対応にあたり、専門的な心理学知識や心理援助知識が求められるケースが多々あります。このような心理相談業務に従事する心理職専門家を派遣する事業を県で実施しており、町では現在、週1回の派遣を受けています。本事業を活用するとともに、スクールソーシャルワーカーも視野に入れ多様化したケースに適切に対応できるよう努めます。

基本施策4 地域における子育て支援の体制づくり

家庭環境の変化により、地域とのつながりが希薄化している現在の社会において、地域で子どもを見守る人や気軽に相談する相手も少なく、子育てに関して不安や負担を感じるケー

スも少なくありません。子育ての孤立化を解消するためには、地域社会全体で支えていくことが求められています。

町では、「西会津町地域学校協働本部事業」として、各種ボランティアによるこども園や小学校での読み聞かせや、学校支援、学習支援などの活動も定着しており、今後も継続して推進していきます。

また、町民一人ひとりが子どもと子育てを支える地域社会の一員としての認識を持てるよう、民生・児童委員や各種ボランティア団体と連携を図りながら、地域が一体となった子育て意識の醸成が図られるよう子育て支援条例等の制定も検討していきます。

— 個別事業 —

● 幼保小の架け橋プログラム・・・《学校教育課・子育て支援センター》

年長児がこども園から小学校への入学の際、スムーズに入学できるようカリキュラムの作成・実践、園児と小学生の交流活動を行っています。また保育士と教員の情報共有、相互参観など研修を行うなど先生同士の連携も行っています。

● 西会津町地域学校協働本部事業・・・《学校教育課》

子どもたちと地域の関係が希薄化する中で、子どもたちのコミュニケーション能力を伸ばし、生きる力や郷土愛の醸成、地域の活性化に取り組んでいます。委員としては小・中学校の地域連携教職員、PTA、老人クラブなどの地域コーディネーター、家庭教育コーディネーターが中心となり事業を推進しています。

● 放課後子ども教室・・・《学校教育課》

放課後や休日等に、小学校施設等を活用して子どもたちが安心して活動できる場所を設け、地域住民の参画を得て、スポーツや文化活動等を行っています。

協働活動支援員や地域住民・団体で組織した実行委員会で企画運営を行ない、放課後児童健全育成事業との連携に努めます。

● 学校支援ボランティア活動の推進・・・《学校教育課・生涯学習課》

おはなしの会「ももたろう」などをはじめ、子どもたちを健やかに育むため、地域全体で学校を支える地域学校協働本部事業において、学校の要請に応じて、できる人が、できる時に、できることを支援する、学校支援ボランティアの積極的な活動を推進しています。

● 家庭教育事業・・・《学校教育課・生涯学習課》

生活の基盤となる家庭において、子どもの生活習慣を身につけるとともに、自立心の育成や心身の調和のとれた発達を図るため、家庭教育相談室による支援や親子が共に参加して学習・作業できるような出前講座などの事業を推進しています。

● 子育てコミュニティ施設（キッズランド芝草）・・・《子育て支援センター》

子どもの遊び場、子育て世代の居場所づくり、家庭教育力向上や地域との交流などを目的に整備した施設となっており、土曜日、日曜日及び祝日の開所で特に冬期間や雨天時の屋内の遊び場として利用できます。利用対象者は小学校低学年以下の子どもと保護者となっており利用料は無料です。定期的にイベントも開催しています。

今後については町の子育て施策の趣旨に沿う団体等に管理運営を委託できないか検討していきます。

第5章 計画の推進

1 計画の推進に向けた各主体の役割

次代の担い手である子どもたちの育成支援として、子どもを産みやすい、育てやすい、そして、親も子ども育ちやすい環境のまちづくりを目指すため、行政、家庭、こども園、学校、地域社会、企業など社会全体が一体となり取り組んでいく必要があります。

(1) 家庭の役割

家庭は、子どもが生まれ育つうえで最も基本的な場です。憩いと安らぎの中で乳幼児期の親子の信頼関係の形成を基礎として、基本的な生活習慣や生活能力、他人に対する思いやり、善悪の判断能力などのしつけは、家庭の最も重要な役割の一つです。この役割を再確認しその役割を果たしていくことが求められます。家族一人ひとりが、その役割を自覚しお互いに助け合いながら子育てに関わり、地域や園などの行事に積極的に参加するなど社会的生活を育むことが重要です。

(2) 教育・保育施設の役割

教育・保育施設は、子どもが成長し、人格を形成する過程で最も重要な時期に大きな役割を果たす場です。保護者と教育施設・保育施設が共通理解を図るとともに、保護者の不安を解消し、安定した気持ちで子どもを育てていくことができるよう働きかけていくことや、専門的知識や施設を利用して、子どものたくましく生きる力と豊かな心を育む時代に即した教育・保育サービスの充実に努めることが重要です。そのためには、保育者の更なる資質の向上が必要です。

(3) 地域社会の役割

地域は、個人や家庭を支え合う最も身近な場であり、子どもを含めそこに住むすべての人々が充実した健全な生活を営んでいくための大切な場でもあります。子どもや子育て家庭が地域で孤立することがないように、地域行事や地域の関係者との連携を図り、子どもの安全面の確保など、地域社会全体で子育てを支援していく機運の醸成が重要です。

(4) 企業の役割

共働き家庭の増加に伴い、子育てがしやすい環境づくりを進めるためには、就業に関する環境や条件の整備は不可欠です。子どもが健全に育まれることは、次代において大きな労働力となることが期待されます。国の次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定し、一定の基準を満たした企業を「子育てサポート企業」として認定する制度「くるみん認定」があることから、制度の周知、活用を図り、将来の企業発展に向けて子育て支援に取り組み、地域社会に貢献することが必要です。

（５）行政の役割

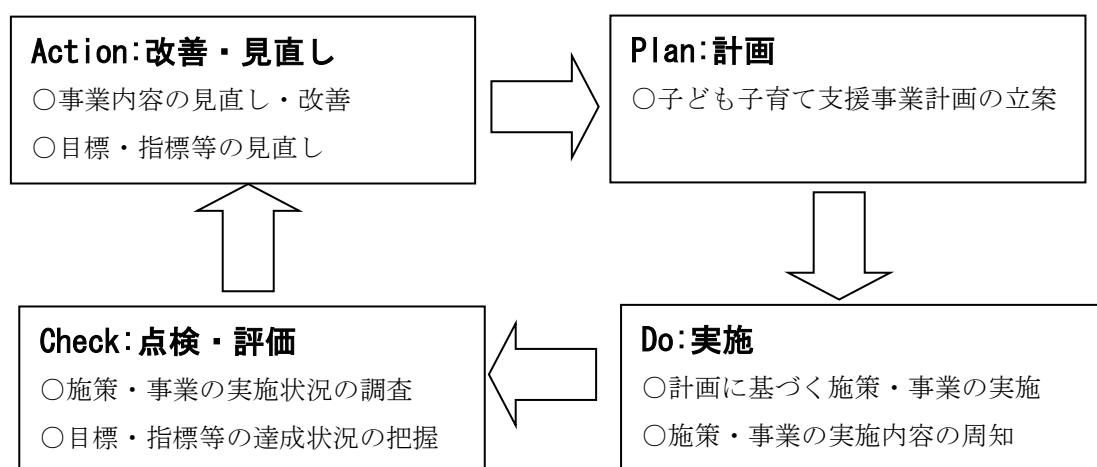
少子化の進行は地域の活力低下を招き、様々な生活基盤の崩壊にもつながるため、行政では、地域社会全体で子育てを支援していく機運の醸成を図り、活気あるまちづくりを推進します。具体的には、地域人材の育成と活用、積極的な情報交換と発信も併せて、子育てに関わる組織づくりを支援するとともに、関係機関との連携強化を図ります。

また、人口減少・少子化対策などの問題解決には、担当課だけではなく全庁的に取り組むことが必要となっています。このことから引き続きそれぞれのテーマごとに事業連携推進会議を開催し、関係課と協議連携を図っていきます。

2 時代に応じたニーズと進捗状況の把握

計画の推進においては、庁内及び各関係機関との連携を図り、基本目標の実現に向けた各種事業を展開していきます。また、本計画の進捗状況の把握に努め、PDCAサイクルを活用し実行性のある取組みを推進します。あわせて各関係機関と情報を共有し、子ども・子育て支援のあり方の検討と、取組みを進めていきます。

なお、計画と実績の乖離がある場合や、国の制度改正による事業の変更や新設等がある場合は、本計画の見直しを行うことができるものとします。



資料編

資料 1 西会津町子ども・子育て会議設置要綱

○西会津町子ども・子育て会議設置要綱

平成25年10月1日

告示第33号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援に関する事業について、ニーズに即した効果的かつ効率的な運用を実施するにあたり、子ども・子育て関係者等から広く意見を聴取し、調査審議するため、西会津町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 西会津町子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援法（平成24法律第65号）における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援に関する施策の推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関すること。

(組織)

第3条 会議は、委員15名以内をもつて組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 子ども・子育て支援事業に従事する者
- (4) 識見を有する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 公募によるもの
- (7) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を1名置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(守秘義務)

第7条 委員は、その職務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、福祉介護課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年告示第13号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

資料2 西会津町子ども・子育て会議委員名簿

西会津町子ども・子育て会議委員名簿

任期：令和6年10月18日～令和8年3月31日

種 別		氏 名	地 区	役 職 等	備 考
1 号	子どもの保護者 (こども園)	荒 海 正 人	奥 川	こゆりこども園保護者会長	
	子どもの保護者 (小学校)	江 川 正 樹	野 沢	西会津小学校PTA会長	
2 号	事業主を代表する者	多 賀 剛	野 沢	西会津町商工会副会長	西会津商工会長推薦
3 号	子ども・子育て支援 事業に従事する者	須 藤 博 子		こゆりこども園副園長	
		五十嵐 育 代		ひだまり子どもクラブ管理者	
4 号	識見を有する者	長 澤 文 子	野 沢	主任児童委員	
		荒 海 孝 子	尾野本	主任児童委員	
		佐 藤 恵 子	群岡・新郷・奥川	主任児童委員	
5 号	関係行政機関の職員	齋 藤 光		会津保健福祉事務所 専門社会福祉主事	会津保健福祉事務所 長推薦
6 号	公募委員	渡 部 俊 介	野 沢		
7 号	町長が必要と認める者	佐 藤 千 春		障がい相談事業所にしあいつ 相談支援専門員	

資料3 計画策定の経過

月 日	主な事項
令和6年 2月	・「第三期子ども・子育て支援事業計画」策定のためのニーズ調査
9月 4日	・子ども・子育て会議委員公募
10月18日	・子ども・子育て会議（第1回） ○委嘱状交付 ○計画案の協議・検討
12月26日	・子ども・子育て会議（第2回） ○計画案の修正・協議
令和7年 1月27日 ～2月10日	・パブリックコメント
2月13日	・子ども・子育て会議（第3回） ○計画案の最終調整
2月19日	・保健福祉審議会へ諮問・答申
3月 7日	・町議会全員協議会での説明

第三期西会津町子ども・子育て支援事業計画

発行年月：令和7年3月

発行：西会津町福祉介護課 子育て支援センター

〒969-4402 福島県耶麻郡西会津町尾野本字新森野 53 番地

TEL0241-45-4332 FAX0241-45-3636